令和７年度

豊島区

# 環境年次報告書



豊島区
TOSHIMA CITY

# 目　次


編集方針 …… 3

令和７年度　環境報告 …… 7

第１章　基本目標Ⅰ：地球温暖化対策

気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまち …… 8
1　豊島区の現状…… 8
2　施策の実施状況……10
3　その他の取組指標と成果指標……18

第２章　基本目標Ⅱ：自然共生

みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち ……20
1　豊島区の現状……20
2　施策の実施状況……21
3　その他の取組指標と成果指標……26

第３章　基本目標Ⅲ：資源循環

ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち ……28
1　豊島区の現状……28
2　施策の実施状況……29
3　その他の取組指標と成果指標……36

第４章　基本目標Ⅳ：快適環境

すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち ……38
1　施策の実施状況……38
2　その他の取組指標と成果指標 ……55

第５章　共通目標：区の率先行動及び教育・連携

区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、
人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまち ……56
1　豊島区の現状……56
2　施策の実施状況……59
3　その他の取組指標と成果指標……72

資料・データ関連集 ……75

豊島区の概要 ……76
第１章　基本目標Ⅰ：地球温暖化対策
気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまち ……77
第２章　基本目標Ⅱ：自然共生
みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち ……80
第３章　基本目標Ⅲ：資源循環
ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち ……81
第４章　基本目標Ⅳ：快適環境
すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち ……83
第５章　共通目標：区の率先行動及び教育・連携
区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、
人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまち ……92

用語解説 ……95

# 編集方針

## 豊島区環境年次報告書について

この報告書は、「豊島区環境基本条例」の第 14 条（「区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。」）に基づき発行するものです。

また、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「豊島区環境基本計画」の進捗状況を点検・評価する位置づけにもなっています。

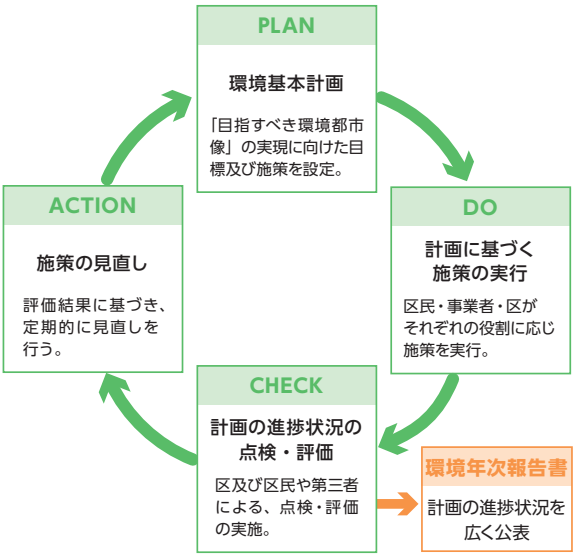


## 対象期間

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（一部対象期間外についても記載）

## 推進体制

環境問題は、区民の生活や事業活動に密接にかかわる問題です。目標の達成には、区民・事業者・区の各主体が連携・協力しながら対策に取り組むことが必要です。

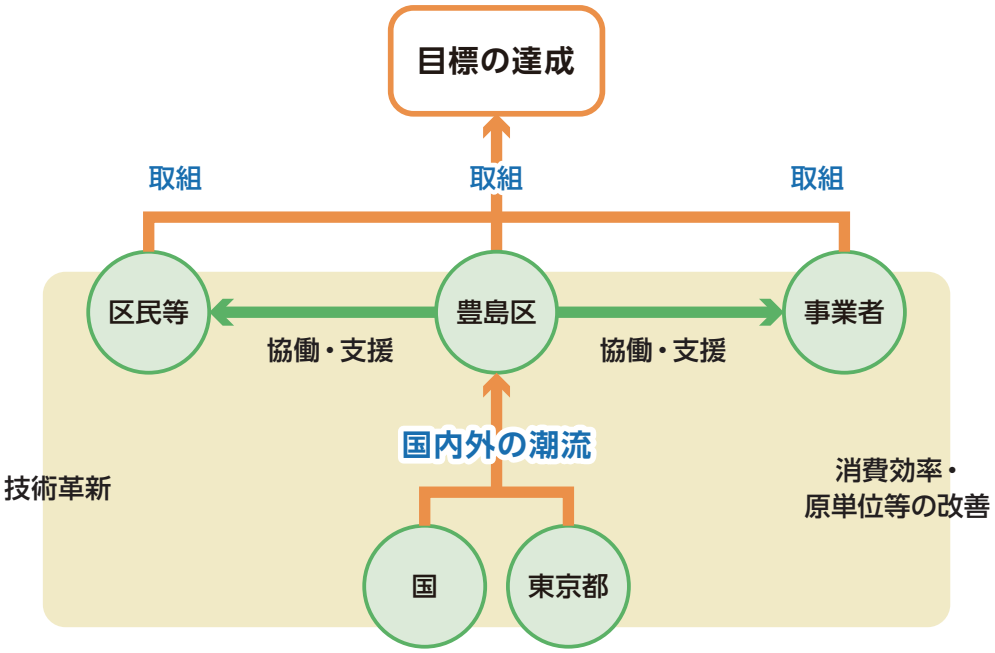

## 豊島区環境基本計画について

「豊島区環境基本計画」は「豊島区環境基本条例」の規定に基づき、地球温暖化対策等の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

「豊島区環境基本計画 2025-2030」は、環境に関わる動向や社会の変化などを踏まえて区民・子ども・若者の声を重視し、2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標を 2013 年度比 50%削減へと引き上げた「2050 としまゼロカーボン戦略」を統合し、令和 6 年度に見直しを行いました。今回の報告書では、計画見直し後の令和 7 年度の進捗状況を点検・評価しています。

| 計画期間 | 令和 7 年度から令和 12 年度 |
|---|---|

### 豊島区の目指すべき都市像と環境基本計画の構成

**目指すべき環境都市像**

**みんなが主役**
**地球にも人にもやさしい持続可能な**
**ゼロカーボンシティとしま**

**基本目標Ⅰ：地球温暖化対策**
気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまち

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する
Ⅰ-2　脱炭素のまちをつくる
Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

**基本目標Ⅱ：自然共生**
みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

Ⅱ-1　生物多様性を保全する
Ⅱ-2　みどりを保全・創出する
Ⅱ-3　人と自然のつながりを深めるまちをつくる

**基本目標Ⅲ：資源循環**
ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

Ⅲ-1　リデュース・リユースを推進する
Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する
Ⅲ-3　安定的で適正なごみ処理を推進する

**基本目標Ⅳ：快適環境**
すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する
Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

**共通目標：区の率先行動及び教育・連携**
区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、
人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまち

共-1　区の業務における環境配慮行動を促進する
共-2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する
共-3　環境人材を育成し、活動の場を広げる
共-4　連携・協働の仕組みをつくる

※年次報告書に掲載する施策の実施状況については、【関連する環境基本計画の施策の方向】欄を設け、上記の環境基本計画の構成と関連付けています。

## 各章「施策の実施状況」の見方

**＜指標について＞**

豊島区環境基本計画では、「取組指標」と「成果指標」を用いて目標が定められています。7 ページ以降の各章の「施策の実施状況」では、各施策について当該年度の取組報告・評価を行っていますが、この「取組指標」と「成果指標」に該当する施策については、以下の表によって点検・評価を行います。

（評価例）

| 成果指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 生きもの調査に参加する区民の数（累計） | 1,195 人 | 2,000 人 | 1,425 人 | 1,466 人 |  |

「進捗状況」は、実績が目安値（該当年度の目標となる値）に対してどれだけ達成しているかを可視化するため、達成率に応じて右記 3 種類の記号で表記をしています。

**【目安値の進捗状況の計算方法】**

**（実績値－目安値）／ 目安値　×　100**

| 表記 | 進捗状況 |
|---|---|
|  | 目安値（R7 年度）を 10%以上達成している |
|  | 目安値（R7 年度）との差が 10%未満である |
|  | 目安値（R7 年度）を 10%以上下回っている |

令和７年度

# 環境報告

# 第１章　基本目標Ⅰ：地球温暖化対策

## 気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまち

## ①　豊島区の現状

### ●温室効果ガス排出量の推移（資料 P.77）（用語解説 P.96）

令和５年度における豊島区の温室効果ガス排出量は、130 万７千ｔでした。前年度比では 9.2%減少、平成 25 年度比では 27.4%の減少となっています。

温室効果ガス排出量の約 90%を占める $CO_2$ の排出量は、119 万８千ｔとなっています。近年は減少傾向が続き、平成 25 年度比では 29.4%の減少、前年度では 6.3%の減少となっています。

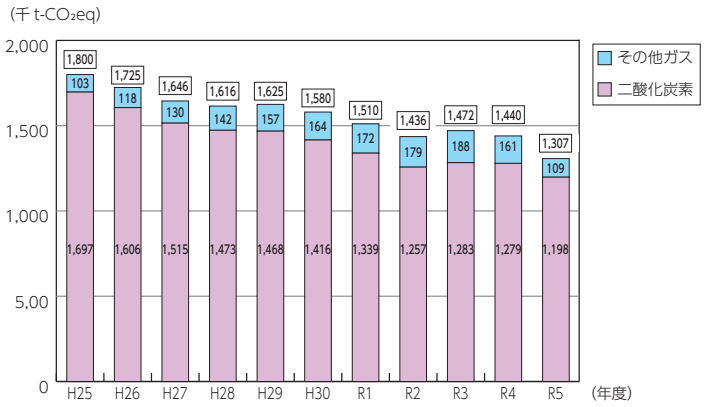


### ●エネルギー消費量の推移（資料 P.77）（用語解説 P.99）

令和５年度の豊島区のエネルギー消費量は 13,327TJ（テラジュール）でした。エネルギー消費量は、近年減少傾向が続いており、令和５年度は前年度比 0.8%の減少となっています。

エネルギーの消費は、$CO_2$ の主要な排出源となってしまいます。$CO_2$ 排出を抑制するため、その発生源であるエネルギー消費量をこれまで以上に削減していくことが大切です。

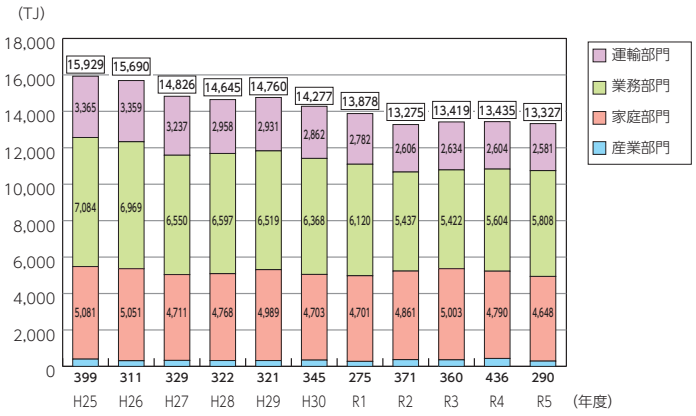


※テラジュール：エネルギーや電力量の単位であるジュールの $10^{12}$ 倍

## ● 部門別 $CO_2$ 排出量の推移（資料 P.77）

令和５年度の $CO_2$ 排出量は、119 万８千ｔでした。平成 25 年度比で 29.4% の減少、前年度比では 6.3%の減少となっています。

2050 年にゼロカーボンを達成するためには、部門別割合の高い、業務部門や家庭部門でのさらなる削減に対する取組が必要です。

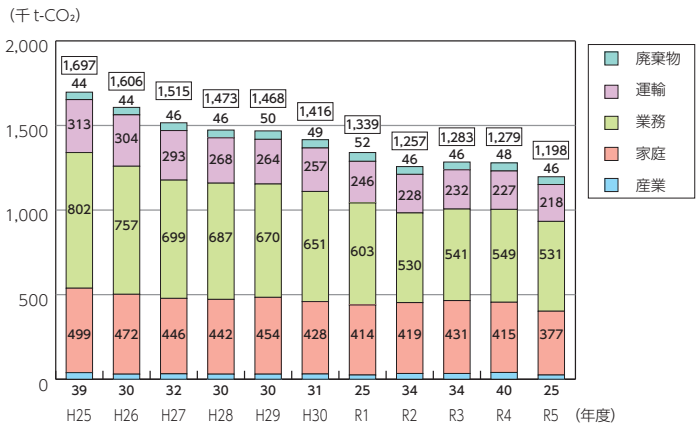


## ● 業務部門 $CO_2$ 排出量の推移（資料 P.77）

令和５年度の業務部門の $CO_2$ 排出量は 53 万１千ｔでした。平成 25 年度比では 33.8％の減少、前年度比では 3.3% の減少となっています。

前年度と比較すると、大型小売店、その他の卸・小売業で増加しています。

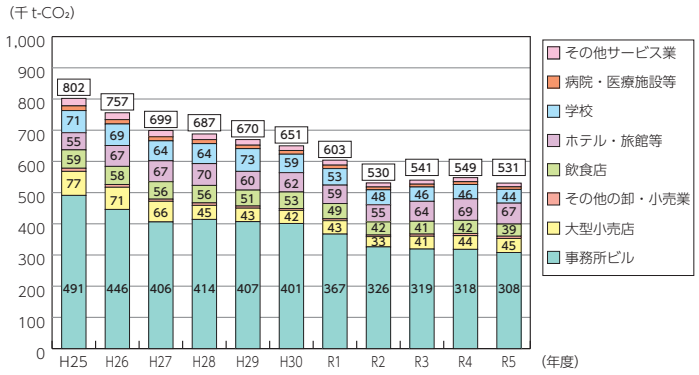


## ● 家庭部門 $CO_2$ 排出量の推移（資料 P.77）

令和５年度の家庭部門の $CO_2$ 排出量は 37 万７千ｔでした。人口・世帯数は増加している一方、平成 25 年度比では 24.4％減少し、前年度比では 9.1％減少しています。

家庭部門の $CO_2$ 排出量は減少傾向にありましたが、令和２年度に増加に転じ、令和４年度には再び大きく減少しています。この間の増加については、新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増えたことによるものと考えられます。

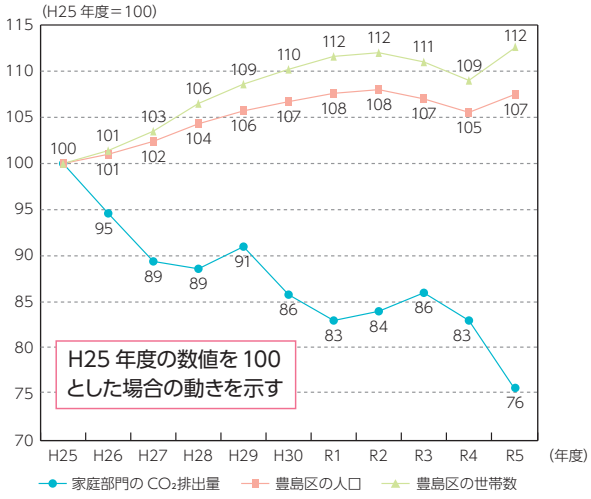

## ② 施策の実施状況

### ● 太陽エネルギー機器の導入支援（資料 P.78）（用語解説 P.97・98）

家庭向けの太陽光発電システムやソーラーシステムの導入を促進するため、設置費用の一部を助成しています。機器導入による設置容量の合計は約 541.3kW でした。

| 助成対象 | 実績 |
|---|---|
| 太陽光発電システム（一般住宅） | 128 件 |
| 太陽光発電システム（集合住宅共用部分） | 0 件 |
| ソーラーシステム | 0 件 |

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（累計） | 976件 | 3,100件 | 1,584件 | 1,830件 |  |

**≪評価・分析≫**

平成 25 年度をピークに、太陽光発電システムの助成件数は減少していました。これは国の補助金制度の廃止や再生可能エネルギーの買取価格の低下・買取の停止が影響しているものと思われます。しかし、令和 5 年度より区において蓄電システムの助成を実施した結果、組み合わせて活用すると効果があるとされている太陽光発電システムと共に多くの申請がありました。

ソーラーシステムは、ガスによって給湯と発電を行う家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）に役割を取って代わられたと考えられます。

**≪今後の取組≫**

太陽エネルギーは、都市で最も利用可能な再生可能エネルギーです。今後もこれを利用する省エネ機器に対する助成は都や国の助成制度の動向を見ながら続けていきます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

### ● 省エネ啓発機器等の貸し出し（用語解説 P.102）

家庭の消費電力を「見える化」して家庭での省エネに役立ててもらうため、ワットアワーメーターなどの貸し出しを行っています。

| 機器名称 | 実績 |
|---|---|
| ワットアワーメーター（家庭用電力消費量測定機器） | 0 件 |
| 赤外線放射温度計 | 1 件 |

**≪評価・分析≫**

昨年度に続き、広報及びホームページに周知記事を掲載しました。貸し出し件数は昨年度と同数でした。

**≪今後の取組≫**

引き続き広報等により活用を周知します。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

## ● エコ住宅の普及促進（資料 P.78）（用語解説 P.99）

地球環境の保全を目的とし、省エネルギー機器等を導入する方に対し、設置に係る費用の一部を助成しています。

| 助成対象 | 実績 |
|---|---|
| 雨水貯水槽 | 0 件 |
| 家庭用燃料電池<br>コージェネレーションシステム<br>（エネファーム） | 31 件 |
| 住宅用エネルギー管理システム<br>（HEMS） | 10 件 |
| 蓄電システム | 145 件 |
| LED照明器具<br>（集合住宅共用部分） | 21 件 |
| 断熱改修窓 | 83 件 |

**≪評価・分析≫**

平成 27 年度より開始した集合住宅共用部分の LED 照明器具に対する助成については昨年度と同様に、多くの申請がありました。

平成 29 年 4 月に助成対象機器に加えた断熱改修窓は、平成 29 年 8 月より東京都でも助成対象となり、引き続き多くの申請がありました。

令和 5 年度より開始した蓄電システムに対する助成については、太陽光発電システムと合わせて多くの申請がありました。

雨水貯水槽について、水不足の状況ではないことなどから、例年、低い実績にとどまっています。

**≪今後の取組≫**

都や国の助成制度の動向を見ながら、区民の方々にとって使いやすい制度を目指します。また、申請方法をよりわかりやすく伝えられるよう申請用パンフレットを適宜見直し、制度の周知に努めます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

## ● デコ活の推進（用語解説 P.98・101）

平成 29 年 4 月 1 日、区長はクール・チョイス（COOL CHOICE）推進宣言を行いました。クール・チョイスとは省エネ・脱炭素社会づくりに貢献する製品・サービス・行動など、温暖化対策に役立つ、あらゆる「賢い選択」をしていこうという政府が提唱する取組です。この取組をわかりやすく区民の方々に周知し、家庭における省エネ意識を高めてきました。政府は、新たな国民運動とし



消費生活展（「デコ活」啓発）

て令和５年 10 月に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（愛称『デコ活』）をクール・チョイスを包含するかたちで開始しました。それに先立ち、区は、令和５年８月 29 日にデコ活宣言を行いました。

ゼロカーボンを目指し、区民や事業者の方々と一緒に日々の行動を地球環境にやさしい行動に変えていきます。

**≪評価・分析≫**

令和７年度は、「豊島区消費生活展」でデコ活ブースを出展し、約 200 人が参加しました。

**≪今後の取組≫**

私たち一人ひとりができる地球温暖化対策として、引き続き啓発活動を続けていきます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

## ●「エコアクション 21」認証取得の支援（資料 P.78）（用語解説 P.96）

「エコアクション 21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムです。認証取得費用の助成により中小企業等の環境対策を支援しています。

| 助成名称 | 実績 |
|---|---|
| 認証取得費用助成 | ０件 |

**≪評価・分析≫**

中小企業等が取得しやすい制度として設けられた制度ですが、実際の企業活動の中で認証を取得するのは容易ではない状況があります。取得を促進するため、認証取得事業所に対する「エコ事業者普及促進費用助成金」の助成限度額を増額しています。

令和７年度の助成件数は０件で、低い実績で推移しています。

**≪今後の取組≫**

認証取得の契機となるように、エコ事業者普及促進助成とともに事業者や団体等に制度を周知していきます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

## ● エコ事業者普及促進助成 (用語解説 P.99)

省エネルギー診断の結果に基づいて既存の設備を省エネ性の高いものに更新する中小規模事業者に対して、設置費用の一部を助成しています。

| 助成名称 | 実績 |
|---|---|
| エコ事業者普及促進費用助成 | 16 件 |

| 取組指標 | 基準値 (R5年度) | 目標値 (R12年度) | 目安値 (R7年度) | 実績 (R7年度) | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業所への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数(累計) | 75件 | 180件 | 105件 | 106件 |  |

**≪評価・分析≫**

省エネ対策はコスト削減にもつながるため、事業者にとって必要性は高いと考えられます。しかし、中小規模事業者が省エネ機器の導入に投資することは容易ではないため、当該助成制度が大きな動機になっています。

令和７年度の助成件数は 16 件で、前年度より増加しました。

**≪今後の取組≫**

事業者は家庭より機器の規模が大きいため、省エネ機器導入により、温室効果ガスの高い削減効果が得られます。今後も都や国の助成制度の動向を見ながら、常に使いやすい効果の高い制度を目指します。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-1　脱炭素に向けた環境にやさしい行動を促進する

## ● 「としま低炭素モデル地区基準」の設定による低炭素まちづくりの推進 (用語解説 P.100・101)

エネルギー効率が高く、環境に配慮した低炭素なまちづくりを行っていくことを目的として、新たに低炭素モデル地区基準を設定し、区内事業者に対して推進しています。

| 基準 | 要件 |
|---|---|
| Ⅰ環境性能 | 非住宅：東京都建築物環境計画書制度<br>段階３<br>住　宅：住宅性能表示制度<br>断熱等性能等級　等級４ |
| Ⅱエネルギーの面的利用 | ・地域冷暖房<br>・コージェネレーションシステム<br>・再生可能エネルギー |

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| としま低炭素モデル地区基準を満たす地区(累計) | 3 | 4 | 3 | 3 |  |

**≪評価・分析≫**

東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業地における地域冷暖房熱供給加入に伴い、地域冷暖房の供給導管の新設及びサブプラントの新設にかかわる都市計画変更を、令和５年度に行いました。

**≪今後の取組≫**

先進的な環境性能を誇る建築物やエネルギーシステムを区内に集結させ、複数建築物間のエネルギーをつなぐとともに、ICT を活用し、地域社会のエネルギー利用の最適化を目指します。(都市計画課　都市計画グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-2　脱炭素のまちをつくる

## ● 遮熱性舗装の実施（資料 P.79）



北大塚二丁目の遮熱塗装

遮熱性舗装は、ヒートアイランド対策を舗装面からアプローチした工法です。舗装表面に赤外線を反射させる遮熱剤を塗布することで、夏季における昼間の路面温度を一般のアスファルト舗装より 10℃程度低減できることや、夜間における舗装からの放熱量を減らすことが期待できます。令和７年度は、北大塚二丁目で 1,146㎡実施しました。今後も道路の改修に併せて計画的に実施していきます。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 遮熱性舗装の整備済面積 | 43,897㎡ | 53,500㎡ | 46,000㎡ | 46,628㎡ |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度の目安値を超えて整備することができました。定期的に補修を実施している道路を中心に整備を行ったことで、実績を出すことができたと考えています。

**≪今後の取組≫**

令和８年度も引き続き、補修にあわせて整備を行っていきます。（道路整備課　道路設計グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

## ● 小学校校庭への熱交換塗料等の使用

熱交換塗料及び遮熱性塗料は、舗装面の温度上昇を抑制するため、学校の教育環境の確保やヒートアイランド対策に効果があります。

**使用校…全 22 校中 20 校**

**※未使用校２校のうち、１校は天然芝の校庭、１校は人工芝の校庭**



富士見台小学校　校庭舗装（令和７年度改修）

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 校庭への熱交換塗料等の使用小学校数 | 19校 | 20校 | 20校 | 20校 | |

**≪評価・分析≫**

校庭の舗装に使用することにより、地面の温度上昇を抑えることができ、快適な運動環境づくりに貢献しています。

令和７年度には、富士見台小学校の校庭を改修しヒートアイランド対策を行いました。

これにより、天然芝と人工芝の校庭以外の全ての小学校に導入されています。

**≪今後の取組≫**

改築・改修の際に熱交換塗料や遮熱性塗料を計画的に使用し、児童への配慮を継続していきます。（学校施設課　学校施設整備グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

## ● 「打ち水」の実施（資料 P.79）（用語解説 P.101）

「打ち水」は、水をまくだけ、というもっとも手軽なヒートアイランド対策です。地表面を冷やし、体感温度を下げて、快適さを向上させる効果があります。

区では、区施設や町会などで地域の協力を得て二次利用水を利用し、区内各所で打ち水を行っています。

| 実施内容 | 実績 |
|---|---|
| 打ち水週間 | ８月１日から８月７日 |
| 取組施設数 | 16 施設 |
| 地域取組 | １件 |

※二次利用水：風呂の残り湯、雨水、エアコン等の室外機から出る水等

**≪評価・分析≫**

例年同様に、啓発ポスターの掲示や、区ホームページ、としまテレビ等で周知をしました。また、令和２年度から実施している打ち水風景写真の募集を行い、応募写真を庁舎内で展示し、区ホームページでも紹介しています。

**≪今後の取組≫**

打ち水は、誰でも手軽にでき、効果が実感できるヒートアイランド対策であることから、今後も継続して呼びかけていきます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

## ● 地域の緑化活動への支援（資料 P.79）

生活環境の向上とヒートアイランド現象の緩和などを目的に、民有建物の屋上や接道部の緑化工事について費用の一部を助成しています。

環境問題への関心の高まりとともに、助成制度の存在をきっかけとして、身近な緑を育てる方が増えています。

| 助成名称 | 実績 |
|---|---|
| 屋上緑化助成 | 0 件 |
| 接道緑化助成 | 1 件 |
| 壁面緑化助成 | 0 件 |

**≪評価・分析≫**

民有地内での緑化助成は、低い実績で推移しています。

**≪今後の取組≫**

緑化助成件数を増やすためにも、広く区民の方々に周知する手段として、広報やホームページはもとより、その他の手法を検討し、緑化推進のＰＲ活動を充実していきます。（公園緑地課　緑化推進グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

Ⅱ-2　みどりを保全・創出する

## ● 「緑のカーテン」づくり（資料 P.79）

窓際でゴーヤなどを育てて、建物の中を涼しくする「緑のカーテン」。

平成 21 年度から区立小学校をはじめ、区民ひろばなどの公共施設で緑のカーテンづくりに取り組むとともに、区民向けの地域版講習会を実施しており、取組は着実に広がっています。

| 実施内容 | 実　績 |
|---|---|
| 実施校 | 17 校 |
| 実施公共施設 | 34 施設 |
| カーテン面積 | 延べ 1,371㎡ |
| 地域版講習会 | 2 か所・計 40 人 |

**≪評価・分析≫**

令和７年度はカーテンの面積、実施施設、実施校数ともに減少しました。

地域版講習会は昨年度に引き続き実施することができ、区民からは参加して良かったとのお声を多数いただきました。

**≪今後の取組≫**

今後も緑のカーテンを推進するため、周知等を行っていきます。（環境政策課　事業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

Ⅱ-2　みどりを保全・創出する

共-1　区の業務における環境配慮行動を促進する

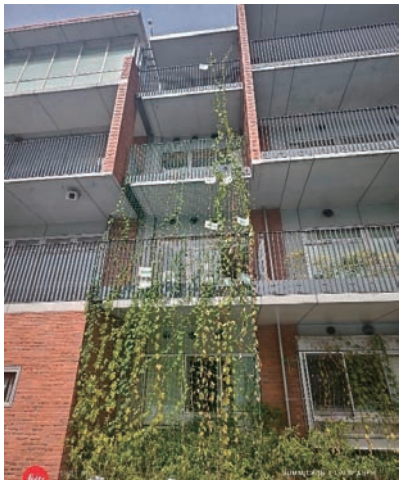

池袋第三小学校

## ● 熱中症予防の普及啓発 （用語解説 P.98）

区のホームページやSNS、広報紙等のあらゆる媒体で暑さ指数や熱中症予防の啓発を行っていくほか、区内の公共施設等を「クーリングシェルター」及び「涼みどころ」として、厳しい暑さを一時的にしのぐための場所として開放します。また、熱中症対策をするうえで必要な知識を学べる講座を実施し、熱中症対策を普及・啓発する人材を増やしていきます。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 熱中症に関する講座等の参加者数（累計） | 60人 | 940人 | 311人 | 248人 |  |

**≪評価・分析≫**

令和7年度は、区内40か所のクーリングシェルター施設管理者、区担当職員を対象者として、熱中症対策アンバサダー講座を実施しました。

**≪今後の取組≫**

区内のクーリングシェルターに加え、としま涼みどころ、涼みどころ薬局の施設管理者等も対象者にすることで、熱中症対策を普及・啓発する人材を増やします。（危機管理課　危機管理グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

## ● 高齢者の熱中症対策



高齢者を熱中症から守るとともに、何らかの支援や見守りが必要な方を各種サービスや見守り活動などにつなげていくことを目的に、75 歳以上の一人暮らしの方を対象として、民生委員・児童委員や高齢者総合相談センターの見守り支援事業担当職員が個別に訪問し、熱中症対策のリーフレットやグッズなどを配付しています。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高齢者への熱中症予防訪問件数 | 6,408件 | 6,000件 | 6,000件 | 6,315件 | |

**≪評価・分析≫**

戸別訪問時に、熱中症啓発のリーフレットと温湿度計の配付を行い、熱中症予防の啓発や見守りが必要な対象者を適切な支援に繋げることができました。

**≪今後の取組≫**

熱中症による搬送者を減らせるよう、暑さへの早めの準備を促すために、熱中症予防啓発のリーフレットやグッズの配付による予防啓発活動を早期に開始します。
(高齢者福祉課　高齢者事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-3　気候変動に適応するまちをつくる

# ③　その他の取組指標と成果指標

## ● 取組指標

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 雨水流出抑制対策済量 | 63,271㎥ | 132,000㎥ | 90,000㎥ | 64,445㎥ | |

## ● 成果指標

| 成果指標 | 基準値 (R5年度) | 目標値 (R12年度) | 目安値 (R7年度) | 実績 (R7年度) | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 区内の温室効果ガス排出量 (千t-$CO_2$eq) | 1,472 (R3年度) | 900 | 1,271 (R5年度) | 1,307 (R5年度) |  |
| 区内のエネルギー消費量 | 13,419TJ (R3年度) | 7,985TJ | 12,211TJ (R5年度) | 13,327TJ (R5年度) |  |
| 区内の太陽光発電設置容量 ※1 | 8,269kW | 32,500 kW | 22,189kW | 10,566kW |  |
| 区内の太陽光発電設置件数 ※1 | 1,792 件 | 3,239 件 | 2,205 件 | 2,460 件 |  |
| 熱中症による救急搬送者数 ※2 | 196 人 | 減少 | 195 人 | 235 人 |  |

※1　出典：再生可能エネルギー電子申請サイト
再生可能エネルギー電子申請サイトの情報公表用ウェブサイトより要約加工し作成

※2　出典：東京消防庁熱中症件数サイトの年報（確定値）から引用

**≪評価・分析≫**

区内の温室効果ガス排出量については、目標に対して概ね順調に推移していると言えます。区内の太陽光発電設置件数は、東京都が推進する新築住宅等への太陽光発電設備設置の義務化を受け設置件数の実績が大きく伸びています。また、区内の太陽光発電設置容量は、目安値を下回るものの、概ね順調に増加しています。

**≪今後の取組≫**

豊島区では、令和７年３月に策定した「豊島区環境基本計画」の地球温暖化対策分野に「2050としまゼロカーボン戦略」を包含し、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比50%にする削減目標を引き続き維持しました。

今後は、豊島区環境基本計画に基づき、①「地球温暖化対策」、②「自然共生」、③「資源循環」、④「快適環境」の基本目標とこれらを支える共通目標としての「区の率先行動及び教育・連携」を加えた５つの目標に関する施策と気候変動に対する適応策の取組をより一層推進していきます。

また区民、町会、商店街、区民団体、NPO、民間企業、大学など多様な主体と行政とが連携・協働し、ゼロカーボンの取組を進めていくことで2050年ゼロカーボンシティの実現を目指していきます。（環境政策課　環境計画グループ　道路整備課　道路整備グループ　危機管理課　危機管理グループ）

# 第２章　基本目標Ⅱ：自然共生

## みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち




## ①　豊島区の現状

### ● 生物多様性に関する豊島区の状況（資料 P.80）（用語解説 P.100・102）

#### ▶緑被率の推移

令和６年度に行った緑被現況調査では、区内の緑被面積は 165.71ha で緑被率は 12.74％でした。

昭和 49 年からの推移では平成９年までは緑被全体が減少していましたが、平成 16 年以降は増加しています。開発時における緑化指導による新たな緑地整備や既存樹木が大きく育ったことが要因と考えられます。また、平成９年度調査までは 10㎡以上（水準Ⅱ）の緑被を調査対象としていましたが、平成 16 年からは 1㎡以上（水準Ⅰ）を対象とすることが可能となり、街路樹、住宅地の庭木、集合住宅や事業所の植え込みなどの小規模な緑被をカウントしていることも大きな要素のひとつです。令和元年から令和６年の推移では、緑被率は 13.23％⇒ 12.74％と若干減少しています。

| 項目 | | | 面積（ha） | 構成比（％） |
|---|---|---|---|---|
| 人工構造物被覆地以外 | | | 183.51 | 14.11 |
| | 緑被地 | | 165.71 | 12.74 |
| | | 樹木被覆地 | 141.15 | 10.85 |
| | | 草地 | 18.64 | 1.43 |
| | | 屋上緑化 | 5.92 | 0.45 |
| | 裸地 | | 16.87 | 1.30 |
| | 水面 | | 0.93 | 0.07 |
| 人工構造物被覆地 | | | 1,117.49 | 85.89 |
| 合計 | | | 1,301.00 | 100.00 |

出典：豊島区緑被現況調査

#### ▶緑被率の計測方法について

緑被率とは、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つです。夏に撮影した空中写真などを測定データとして用いており、平面的な量の緑を把握するための指標です。（重層的な緑（植えたばかりの樹木等）の量を測定することは困難となります。）

## ② 施策の実施状況

### ● 生物多様性支援事業（資料 P.80）

生物多様性の普及啓発・保全に向けて、区内の自然環境を把握するモニタリング調査を実施し、収集した情報を多様な主体と共有する仕組みを構築します。

令和７年度は、区民参加型調査「としま生きものさがし」を行いました。また、南長崎はらっぱ公園内ビオトープの管理を引き続き区民団体と協働で行いました。さらに、区内小中学校のビオトープの生態調査も実施し、改善点と今後の維持管理の提案を行いました。



アズマヒキガエル
（池袋第三小学校）

**≪評価・分析≫**

南長崎はらっぱ公園内のビオトープでは、区民団体との連携によりアメリカザリガニの捕獲をしています。

アメリカザリガニは雑食性で、ビオトープ内の水草や生きものを食害するため捕獲しており、平成 29 年度からの累計は 2,881 匹となりました。その結果、平成 30 年度から引き続いてトンボ類の幼虫（ヤゴ）を確認することができており、継続した取組の効果があらわれています。

南長崎はらっぱ公園、清和小学校、池袋第三小学校、目白小学校それぞれのビオトープでは東京都のレッドリスト記載種であるアズマヒキガエルが確認され、小規模なビオトープであっても、生物の貴重な生息環境となっています。今後もこの状態が維持できるよう、水生植物の管理や外来生物が放流されないように注意喚起を継続して行うなどの提案をしました。

**≪今後の取組≫**

専門家による生物多様性モニタリング調査とこれまでの区民参加型調査の報告をもとに作成した、区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」の配布により、多くの区民の方々と区内の生きもの情報を共有していきます。

また、令和 8 年度は区立小学校 2 校と区有施設 1 施設のビオトープの生態調査を行い、区内の生物多様性を高める取組をしていきます。区内の数少ない水辺環境であるビオトープの生物多様性を高めることにより、生きものの生息地を確立することを目指します。（環境政策課　環境計画グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-1　生物多様性を保全する

## ● としま生きものさがしの実施（資料 P.80）（用語解説 P.96）

自然や生きものへの関心を高めていただくために、区内にどのような生きものがいるのかを区民の方々自身が調べる「としま生きものさがし」を行いました。調査期間中（6月～ 10 月）に見つけた生きものを記録用紙に記入して報告していただきました。報告件数は、1,797 件。内訳は、チョウの仲間が最も多く 493 件、続いてトンボの仲間 236 件、セミの仲間 213 件と続きました。

区民の方々からいただいた情報は、ニュースレター発行の他、環境省の生きもの情報共有システム「いきものログ」を活用し、区内の生きものの情報を広く共有しています。




| 成果指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 生きもの調査に参加する区民の数（累計） | 1,195 人 | 2,000 人 | 1,425 人 | 1,466 人 | |

**≪評価・分析≫**

引き続き多くの区民の方々に参加いただくことが出来ました。令和 7 年度は、区立小学校や区立保育園、区内幼稚園への呼びかけを行いました。

また、小学校･保育園等、団体での参加も多く、151 人の方に参加いただきました。今後もイベント等における調査ガイドの配布や情報発信を行い、身近な生きものへの興味を広げていきます。

**≪今後の取組≫**

小学校や保育園等については、さらに本取組を活用していただけるよう、引き続き連携を呼びかけていきます。例年、報告件数の多い、区内でも多くのみどりを有する雑司ヶ谷霊園やイケ・サンパークとも連携し、幅広く情報発信を行っていきます。また、電子申請システムを利用し、二次元コードから気軽に提出できるようにするなど、参加しやすい仕組みづくりを行っていきます。（環境政策課　環境計画グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-1　生物多様性を保全する

## ●みどりやビオトープの維持管理（資料 P.80）（用語解説 P.101）

区で取り組んできた緑化、学校・公園等において創出したみどり空間やビオトープを適切に維持管理し、生物多様性の保全を図っています。

小学校の改築に合わせて設置されたビオトープは、子ども達の学習・体験の場として活用されています。



清和小学校



目白小学校

また、地域住民等との連携による樹木やビオトープの維持管理を推進しています。令和７年度は、池袋本町電車の見える公園と南長崎はらっぱ公園で過去に植樹された「いのちの森」の手入れ活動を行いました。

| 実施場所 | 参加者数 |
|---|---|
| 池袋本町電車の見える公園 | 53 人 |
| 南長崎はらっぱ公園 | 35 人 |



池袋本町電車の見える公園の様子



南長崎はらっぱ公園の様子

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校･区立公園のビオトープ数（累計） | 19か所 | 20か所 | 19か所 | 20か所 | |
| 地域が管理する公園・ビオトープの数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | |

**≪評価・分析≫**

区民をはじめとし、区に集う人々にとっての安らぎの場となるみどり空間を維持するとともに、自然への関心を深める学習や観察の場所としてはもちろん、保護者や地域の方々と子どもたちとのコミュニケーションの場となっています。

**≪今後の取組≫**

ビオトープについては、引き続き、学校の改築時に設置を進めます。また、みどりなどの保全は、今後も区民や地域との連携による維持管理を推進するとともに、協働による維持管理体制の構築を検討していきます。(環境政策課　環境計画グループ・事業グループ　公園緑地課　緑化推進グループ　学校施設課　学校施設整備グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-1　生物多様性を保全する

Ⅱ-3　人と自然のつながりを深めるまちをつくる

## ●「豊島の森」を活用した講座

区庁舎 10 階屋上庭園「豊島の森」にはかつての豊島区の自然が再現されており、区の植生や生態など自然のしくみを学びながら憩える場となっています。この「豊島の森」で、豊島区の自然を学べる講座を春、冬の 2 回実施しています。

| 実施日 | 内容 | 参加者数 |
|---|---|---|
| 5 月 25 日 | 春の自然観察 | 24 名 |
| 2 月 8 日 | 冬の自然観察 | 26 名 |

講座の時だけでなく、日頃から校庭や公園など区内のいろいろな場所の植物や生きものに関心をもってもらえるよう、オリジナルの観察ノートを作成し、参加者に配布しています。

**≪評価・分析≫**

かつての豊島区にあった自然を知ると同時に、都会の中にも自然があることを学ぶことができる場となっています。

令和 7 年度は、全 2 回を実施しました。

**≪今後の取組≫**

引き続き、小学生を対象に実施します。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-1　生物多様性を保全する

## ● 池袋駅周辺の公園整備



イケ・サンパーク

公園の整備により、人々の生活にやすらぎや潤いをもたらすみどり空間を創出しています。

令和２年12月にオープンした『としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）』は、災害時には区全体の防災拠点となる施設を備えている一方、防災施設を平時の賑わい創出イベントの際に利用するフェーズフリーの考えを取り入れた区内最大の公園です。また、本公園ではSDGsモデル事業として「イケ・サンパーク　ファーマーズマーケット」が開催されています。ファーマーズマーケットは、原則毎週末開催され（夏季休止期間あり）、埼玉県の新鮮な農産物をはじめ、区内の名産品、交流都市の特産物などが出店し、環境や食品ロス等に配慮した循環型のマーケットに取り組んでいます。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公園の整備面積<br>(整備済面積)(累計) | 23.6ha | 25.4ha | 24.1ha | 23.7ha | |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は南長崎六丁目児童遊園を改修しましたが、実績値は目安値を下回る結果となりました。

**≪今後の取組≫**

令和８年度は、千早二丁目公園の改修、（仮称）高松三丁目公園・（仮称）池袋本町三丁目広場の新設を行うほか、令和９年度にわたり大塚台公園の改修をする予定です。（公園緑地課　公園整備グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-2　みどりを保全・創出する

## ③　その他の取組指標と成果指標

### ● 取組指標

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自然環境に触れる講座等の参加人数(累計) | 96 人 | 730 人 | 277 人 | 359 人 |  |
| 緑化計画書の届出件数 | 70 件 | 84 件 | 74 件 | 61 件 |  |
| 緑化基準を満たす公共施設割合 | 81% | 86% | 82% | 81% |  |
| 街路樹の設置割合<br>(設置済割合) | 79% | 87% | 81% | 79% |  |
| 協定花壇等の活動団体数 | 50 団体 | 68 団体 | 54 団体 | 75 団体 |  |

### ● 成果指標

| 成果指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 緑被率 | 13.2% | 13.3% | 13.2% | 12.7% |  |
| みどり率 | 14.1% | 14.3% | 14.2% | 13.6% |  |
| 緑視率が25%以上の箇所の割合 | 20.4% | 25.2% | 21.8% | 20.6% |  |
| みどりの協定数 | 50 団体 | 64 団体 | 54 団体 | 64 団体 |  |
| 「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」と思う区民の割合 | 12.1% | 17.4% | 14.3% | 11.9% |  |

**≪評価・分析≫**

「緑視率が 25%以上の箇所の割合」は基準値を上回り、増加傾向にあります。

その他の指標については、目安値に届かない項目もありますが、進捗状況は概ね良好です。

**≪今後の取組≫**

令和 8 年度も引き続き、緑化助成制度を広報・窓口等で宣伝し、区内の緑被率を上昇させていきます。

また、「緑化基準を満たす公共施設割合」については、緑化計画書のチェックを徹底し、成果指標を上昇させていきます。（公園緑地課　緑化推進グループ）

# 第３章　基本目標Ⅲ：資源循環

## ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

## ①　豊島区の現状

### ● ごみ量の推移（区収集）（資料 P.81）

区で収集しているごみの量は、可燃ごみ 44,145t（前年比－711t）、不燃ごみ 1,171t(前年比－ 82t)、粗大ごみ 2,380t（前年比－ 80t）です。

区民一人一日あたりのごみ量は 441g で、前年度比で 10g 減少しています。

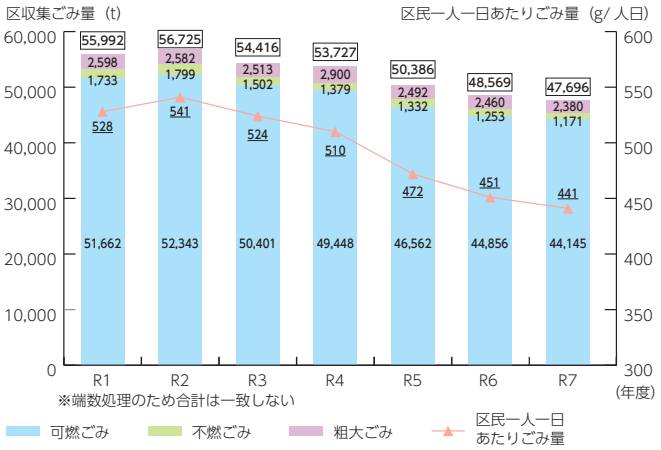


### ● 資源回収量・資源化率の推移（資料 P.81）（用語解説 P.99）

資源回収量は、15,668t です。令和 3 年度から減少しておりましたが、令和 5 年 10 月から本格実施した、プラスチック資源回収の開始に伴い、上昇に転じています。

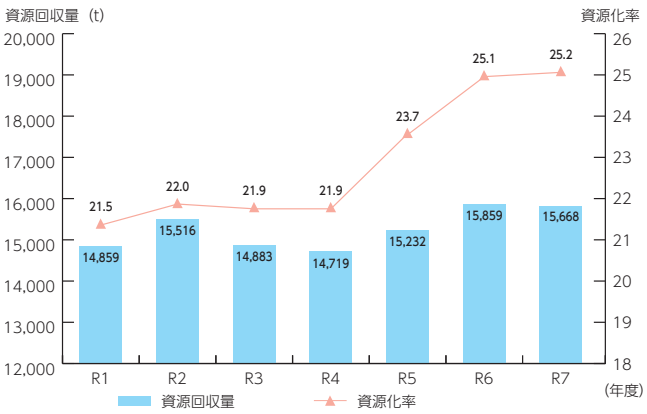

## ② 施策の実施状況

### ●給水スポット事業




マイボトル利用を促進することで、ペットボトルごみを減らし、$CO_2$ 排出量を削減するために区民ひろばを中心にマイボトル用給水機を設置しています。冷水・常温水を選ぶことができ、給水機を利用しこまめに水分補給をすることで、熱中症予防にもつながります。

**≪評価・分析≫**

令和７年度は東池袋フレイル対策センターが加わり、令和８年３月末時点での設置数は 47 か所となりました。給水機の付近には施設ごとの $CO_2$ 削減効果がわかるようにポスターを掲示して、利用者の地球環境への貢献を後押ししています。令和７年４月から１年間の利用で、500ml ペットボトル 209,814 本分を削減しました。

**≪今後の取組≫**

令和８年度は高田介護予防センターに設置を行い、48 か所に広げていきます。今後は区内各所の給水スポットを周知する取組を行い、普及拡大を目指します。（環境政策課　環境計画グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-1　リデュース・リユースを推進する

### ● 3R の推進啓発（資料 P.81）（用語解説 P.99）



出前講座の様子

ごみ減量・資源循環活動の推進、区民の 3R 意識の啓発を促進するために、区役所本庁舎でのパネル展示や各イベント等様々な取組を行っています。

また、子どもたちへの啓発事業として、3R を推進するため、小学校４年生を対象に、「出前講座」として小学校に出向き、清掃車への積み込み体験を含む啓発事業を行っています。

その他、リサイクルフリーマーケット実施団体への支援や生ごみ処理機の購入費の助成を行っています。

また、リユースを通じて循環型社会の形成を目指す事業者と連携し、粗大ごみになりそうな不用品について積極的な再利用の推進を啓発しています。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみ減量に関する<br>出前講座の実施回数 | 11 回 / 年 | 14 回 / 年 | 12 回 / 年 | 15 回 / 年 |  |

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度は、国内でリチウムイオン電池の発火事故の多発から適正分別への関心が高まったことにより、ごみ減量に関する出前講座だけでなく、他団体が主催する様々なイベントなどでも啓発を行いました。

**≪今後の取組≫**

令和 8 年度は、従来の区内小学校での出前講座に加え、区内保育園での実施を検討するなど様々な年代に対して啓発を行い、ごみの減量への意識付けと知識の普及を目指します。(ごみ減量推進課　事業推進グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-1　リデュース・リユースを推進する

## ● リサイクルセンターの運営（資料 P.81）

令和 7 年度までは、家庭から出される粗大ごみの中から使用可能な家具等を選別し、清掃・修理を施したうえで、リサイクルセンターに展示し、展示された品物は、抽選により希望者に無料提供していました。

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度の展示数は 790 点でした。

令和 6 年度と比較すると、微増でほぼ横ばいです。

**≪今後の取組≫**

リユースの普及啓発促進に伴いリサイクルセンターはより効果的な運営に移行するため、令和 8 年度に新たな運営方法を検討します。(ごみ減量推進課　事業推進グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する

## ●食品ロスの削減（資料 P.81）（用語解説 P.99・102）

家庭から出されるごみ量の削減を目的に、家庭で発生する食品ロスを減らすための啓発活動やフードドライブ、食べきり協力店等を行っています。フードドライブで集まった食品は区内の必要とする団体等にお渡しします。余った食品が区内を循環して、必要な方の手に渡る「区内循環型フードドライブ（豊島区方式）」を行っています。

**≪評価・分析≫**

### 1　食品ロスと SDGs

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことであり、日本の食品ロスの約半分が家庭から発生しています。日本では年間約 464 万 t（令和 5 年度推計）の食品ロスが発生し、これを国民 1 人当たりに換算すると、1 日におにぎり約 1 個分に近い量（約 102g）の食品を捨てていることになります。また、食品ロス削減は、SDGs の重要な柱であり目標 2「飢餓をゼロに」、目標 12「つくる責任つかう責任」、目標 13「気候変動に具体的な対策を」、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」など複数の目標に関わる重要な課題です。

### 2　令和 7 年度における豊島区の食品ロス対策の取組

**（1）継続的な事業**

フードドライブの常設窓口を区内 4 か所に設置し、令和 7 年度は 3,164 点、568.41 kgの食品を集めました。

豊島区食べきり協力店として、区内 60 店舗（令和 8 年 3 月末現在累計）が登録しています。

**（2）官民一体となって行った事業**

西武池袋本店と東武百貨店 池袋店、サンシャインシティ、区内大学等にてフードドライブを開催しました。（提供総数 1,055 点、総重量 185.15kg）

**（3）その他**

東京ガス株式会社と連携し、環境のことを考えた調理方法を学べる親子エコ・クッキング教室を開催しました。また、中央図書館にて特別展示、エコライフフェア等イベントでのパネル展示のほか、食育フェアに出展するなど、積極的な呼びかけを行いました。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 食品ロス削減推進に関する情報発信回数 | 36回/年 | 30回/年 | 30回/年 | 48回/年 |  |

**≪今後の取組≫**

令和８年度は、食品ロス削減の取組を普及させるためにフードドライブの継続や従来の啓発方法に加え、食べきり協力店の拡大や、対象を拡大した食品ロス削減対策講座の実施など、より効果的な手法を検討します。（ごみ減量推進課　事業推進グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-1　リデュース・リユースを推進する

## ● 施策に関する実態調査

**「豊島区内事業所食品ロス実態調査」**

令和７年度は、今後の食品ロス削減計画における目標値の妥当性、食品ロス削減事業の展開等の基礎資料とするため、食品を取り扱う事業所（食品製造業、食品卸売業、飲食サービス業等）を対象とした、食品ロスに関するアンケート調査を実施することとしました。

**≪評価・分析≫**

飲食店、小売店ともに「端材」が多くを占める結果となりました。飲食店の場合は食品ロスの発生の要因として端材と同じく「食べ残し」が多く、「賞味期限・消費期限切れ」の要因で食品ロスとして発生することがわかりました。

**≪今後の取組≫**

食べ切り協力店制度やフードドライブなど区の食品ロスに対する取組のより効果的な手法を検討します。

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-1　リデュース・リユースを推進する

## ● プラスチック資源回収の開始

プラスチックの生産等は、多くの $CO_2$ を排出し、気候変動や海洋プラスチック問題などの地球規模の環境問題を引き起こしています。

この問題を解決するために、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和４年４月に施行され、区は令和４年７月に策定した「2050としまゼロカーボン戦略」の取組の一環として、プラスチック資源回収を行うことを決定しました。

これにより、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収が行われ、これまで燃やすごみとして排出していたプラスチックが資源としてリサイクルされるようになります。

具体的な開始時期は、プラスチック資源回収のモデル事業を区内の一部地域において令和５年４月から先行的に実施し、同年10月からはエリアを拡大して、区内全域で本格実施に移行しました。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 区民一人1日あたりの<br>プラスチック回収量 | 18.33g/ 人日 | 24.1g/ 人日 | 20.0g/ 人日 | 19.4g/ 人日 |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は、2,063tを回収し、プラスチック製容器包装及び製品プラスチック1,951tを再商品化事業者に出荷しました。

**≪今後の取組≫**

令和８年度以降も継続実施により、廃プラスチックのリサイクルを推進していきます。(ごみ減量推進課　事業推進グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する

## ● 集団回収（資料 P.82）



集団回収場所

集団回収とは、地域の団体による自主的な資源リサイクル活動です。町会・自治会等の団体が主体となり回収した古紙等の資源を、回収業者に引き渡しています。この活動は、リサイクルの推進だけではなく、ごみ減量・リサイクル意識の向上やコミュニティの活性化などの面においても、重要な役割を果たしています。区では、回収量に応じた報奨金の支給や、団体の清掃担当者の意見交換会等を実施するなどの支援を行っています。

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度は 136 団体が参加し、回収量は紙類 1,785t、布類 111t、金属類 5t でした。

布類や缶の回収量が増えた一方で、新聞発行部数の減少の影響もあり、全体の回収量は近年減少傾向です。

**≪今後の取組≫**

ごみ減量・リサイクル意識の向上やコミュニティ意識の向上をはかるため、清掃担当者の連絡会や施設見学会を開催し、意識の啓発を促していきます。（ごみ減量推進課　事業推進グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する

## ● 拠点回収（資料 P.82）（用語解説 P.98）



小型家電・蛍光管
回収ボックス

区施設等に回収ボックスを設置し、小型家電、蛍光管、乾電池を回収、資源化を行っています。

また廃食油は、区施設で月に一度回収日を設け、資源化処理を行った後、リサイクル石けんの原料として使用しています。

なお、令和 4 年 10 月 28 日に国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便によるパソコン等の小型家電の回収を実施しています。（令和 7 年度は、約 41t の回収実績がありました。）

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度は小型家電、蛍光管、乾電池、廃食油を約 47t、区施設等で回収することができました。

回収量は、令和 6 年度と比較して 3t 増加しました。

リネットジャパンリサイクル株式会社が行っている宅配便によるパソコン等の小型家電回収においては令和 6 年度に比べ、約 3t 減少しました。

**≪今後の取組≫**

令和７年度は、新規に廃食油の回収場所を１か所増やすことができました。今後も回収量を増やすため、回収拠点の増設等について検討していきます。（ごみ減量推進課事業推進グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-2　質の高いリサイクルを実現する

## ● 不法投棄対策事業

粗大ごみ等の不法投棄が多発する集積所を中心に巡回パトロールを実施し、不法投棄物の調査及び二次的投棄防止を目的とした回収を行います。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不法投棄回収件数 | 3,711 件 | 3,550 件 | 3,700 件 | 3,338 件 |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は、日曜日及び１月１日から１月３日の年始期間を除く毎日、巡回パトロールを実施するとともに、3,338 件の不法投棄物を回収しました。

**≪今後の取組≫**

廃棄物の適正処理についての啓発を図りながら、地域の美観確保・向上に努めていきます。（豊島清掃事務所　作業グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅲ-3　安定的で適正なごみ処理を推進する

## ③　その他の取組指標と成果指標

### ● 取組指標

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| リユース食器を使用するイベント回数 | 8回/年 | 20回/年 | 11回/年 | 9 回 / 年 |  |
| 3R に関して発信した件数 | 107 回 / 年 | 66 回 / 年 | 56 回 / 年 | 86 回 / 年 |  |
| ごみ分別アプリの登録者数（累計） | 4,103 人 | 10,000 人 | 5,788 人 | 11,085 人 |  |
| 町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数 | 2 回 / 年 | 2 回 / 年 | 2 回 / 年 | 2 回 / 年 |  |
| 連携して活動した民間団体等の数 | 171 団体 | 185 団体 | 175 団体 | 147 団体 |  |
| 適正分別･適正排出に関して発信した件数 | 100 回 / 年 | 52 回 / 年 | 52 回 / 年 | 126 回 / 年 |  |

### ● 成果指標

| 成果指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一人一日あたり区収集ごみ量 | 472g/ 人日 | 463g/ 人日 | 470g/ 人日 | 440.1g/ 人日 |  |
| マイボトル用給水機（公共施設設置分）利用によるペットボトル削減量（本／500ml）（累計） | 50,550 | 900,000 | 293,250 | 209,814 |  |
| 資源化率 | 23.6% | 24.1% | 23.8% | 25.2% |  |
| 事業系ごみ（持込ごみ）の排出量 | 34,797t | 28,384t | 32,965t | 36,278t |  |
| 可燃ごみの分別率（※） | 77.4% | 79.5% | 78.0% | — | — |
| 食品ロスの削減に取り組む区民の割合 | 44.9% | 80.0% | 54.9% | 78.2% |  |
| 「ごみの収集が円滑に行われており街がきれいに保たれている」と思う区民の割合 | 61.5% | 68.5% | 66.0% | 65.3% |  |

※令和７年度は「廃棄物排出実態調査」を実施していないため、実績値なし

**≪評価・分析≫**

取組指標である、リユース食器の使用等の実績については、利用対象団体によるリユース食器を使用するイベント実施が少なく、目標を達成できませんでした。

成果目標である、一人一日あたり区収集ごみ量は、各施策における区民の協力もあり、新型コロナウイルスの影響も徐々に緩和してきたこと等から、令和３年度からは減少傾向です。特に、プラスチック資源回収の開始に伴い、令和５年度は大きく減少しました。

また、資源化率については、平成 30 年度の不燃ごみ資源化開始に伴う増加以降は横ばいとなっていましたが、プラスチック資源回収の開始に伴い増加しました。

**≪今後の取組≫**

今後は、ごみの減量と資源の分別をより推進するため、食品ロス削減対策や出前講座の対象拡大等啓発事業を推進します。(ごみ減量推進課　計画調整・事業推進グループ)

# 第４章　基本目標Ⅳ：快適環境

## すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

## ①　施策の実施状況

### ● 大気汚染物質の測定（資料 P.83、84）（用語解説 P.97、98、102）

#### ▶大気環境の監視

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダントなどがあります。

区では、池袋測定室（区役所内）、巣鴨測定室（区民ひろば清和第二内）および要町測定室（区民ひろば要内）の３か所に測定室を設置し、これらの物質に加え、大気汚染に影響を及ぼしやすい風向・風速・温度・湿度について常時監視しています。

#### 〈環境基準の達成状況〉

| 物質名 | 二酸化窒素 | | | 浮遊粒子状物質 | | | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 光化学オキシダント |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 測定室 | 池袋 | 巣鴨 | 要町 | 池袋 | 巣鴨 | 要町 | 要町 | 池袋 | 巣鴨 |
| R7 年度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| R6 年度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| R5 年度 | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― | ○ | × |
| R4 年度 | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― | ○ | × |
| R3 年度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |

※要町測定室の達成状況は、令和３年度以前は移転前の長崎測定室（千早２丁目）のものです

#### ▶光化学スモッグ

光化学オキシダントが気象条件等により高濃度になり、白くモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。光化学スモッグが発生すると、目の痛み、息苦しさ、頭痛など人体への影響が出る場合があります。

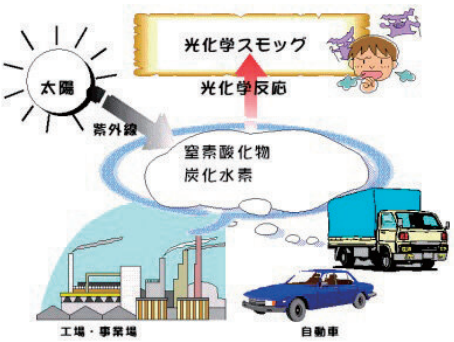


大気中の光化学オキシダント濃度は、環境基準が達成されないまま横ばい傾向を続けており、気象条件によっては光化学スモッグが多発することも考えられます。高濃度の光化学オキシダントの発生が継続する場合は、「光化学スモッグ注意報」が発令され、学校などでの屋外活動が制限されることがあります。

### ▶幹線道路沿いの二酸化窒素濃度

区では、大気汚染常時測定を補完するため、幹線道路における二酸化窒素濃度の現況の把握を目的に、簡易測定器による二酸化窒素濃度の個別調査を実施しています。令和７年度は 16 路線で実施し、最高値は 0.024ppm（鴨下通り）、最低値は 0.010ppm（立教通り）でした。

**≪評価・分析≫**

大気環境は、平成 12 年度の東京都のディーゼル車規制以降少しずつ改善され、都内では光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。夏季は、気温が高く日射量が多いことから、光化学スモッグ注意報が発令されることがあり、特に注意が必要です。光化学スモッグの原因物質である VOC（揮発性有機化合物）及び窒素酸化物の排出削減対策を広域的に実施することが重要です。

**≪今後の取組≫**

大気汚染状況の監視を継続し、区民に情報提供するとともに、VOC を取り扱う工場等への指導や、一般家庭やオフィスにおける VOC 排出削減についての周知啓発により、VOC 排出削減対策を進め、大気環境の改善を目指します。（環境保全課公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 交通騒音・振動（資料 P.85、86、87）

区では、自動車及び鉄道の騒音・振動調査をしています。

幹線道路交通に関しては、自動車騒音の常時監視（環境基準調査）、自動車騒音・振動調査（要請限度調査）、交通量調査をしています。

鉄道に関しては、在来線には環境基準が定められていませんが、「新幹線鉄道騒音測定･評価マニュアル」等に準じた測定をしています。



鉄道騒音・振動測定の様子

**≪評価・分析≫**

道路の環境基準の達成状況は、令和７年度に評価した区間の全体で昼間で 95.0%、夜間で 90.1% でした。鉄道については、在来線は基準がありませんが、新幹線鉄道騒音の環境基準を参考に比較すると、基準を超えています。

**≪今後の取組≫**

測定結果は道路や鉄道の管理者等に報告し、騒音・振動の低減対策を進めるよう要望していきます。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある道路、鉄道、工場、高層建築物などの対象事業を実施するとき、事業者があらかじめ周辺の環境に与える影響を事前に調査、予測および評価してその結果を公表し、住民、自治体や専門的立場からの審査、意見を聴いて環境に配慮された事業になるよう手続きが進められます。

区内では「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」の環境影響評価手続きが進められています。区は事業者が作成した環境影響評価書案に関して、知事に対して大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、その他に関する配慮等の意見を提出しました。

このほか、現在、区に関係する手続き中の事業は、首都高速中央環状新宿線（目黒区青葉台～豊島区南長崎間）建設事業、首都高速中央環状新宿線（豊島区南長崎～板橋区中丸町間）建設事業です。

**≪評価・分析≫**

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには未然防止対策が重要です。令和７年度は、新たな事業はありませんでした。

**≪今後の取組≫**

法令に基づき、手続き中の事業に関して、区民への影響に関する知事への意見書の提出や、評価書等の区民への縦覧等を行います。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 土壌地下水汚染対策（資料 P.88）（用語解説 P.97）

有害物質を取り扱った履歴のある工場等を廃止するときや、一定規模以上の土地の改変をするときなどに、調査や対策が義務付けられています。区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づき、工場・指定作業場の廃止の際の土壌汚染対策について指導をしています。

一方、土壌汚染は人への健康影響のほか、不動産価値へも影響を与えるため、不動産関係業者は不動産取引の際に関係情報を収集する必要があります。区では、窓口やホームページで法令による土壌汚染対策等の関連情報を提供しています。

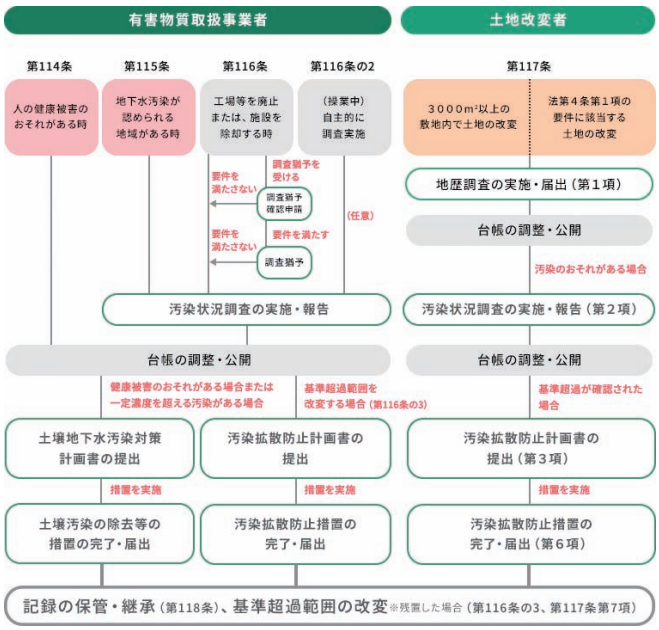

環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー図

地下水汚染の状況の監視については、東京都が水質汚濁防止法に基づき行っています。区では、有害物質を取り扱っている工場の周辺の地下水を定期的に調査しています。

**≪評価・分析≫**

土壌汚染に関する届出件数は、年により変動がありますが、おおむね年間 10 件以内で、そのうち土壌汚染処理基準の超過が確認される件数は年間数件です。令和 7 年度は 6 件の調査結果の届出があり、うち 1 件で基準超過が確認されました。

不動産関係業者の土壌汚染情報調査はホームページでの情報提供を開始してから、窓口への来庁件数は減少しています。

地下水の調査結果については、例年から大きな変化はありませんでした。

**≪今後の取組≫**

土壌汚染が判明した際には、周辺住民と事業者双方が土壌汚染による健康影響について正しく理解することが重要です。区は、事業者への指導や周辺住民への情報提供、事業者と周辺住民とのコミュニケーションの橋渡しなど、安全安心に関する取組を進めていきます。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 公害苦情（資料 P.88）

区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情で特に多いのは建設・解体工事に伴う騒音苦情です。区では、これらの苦情現象の改善のため、法令に基づいた指導や、注意などを実施しています。

また、区では、騒音計や振動レベル計の貸し出しをしています。

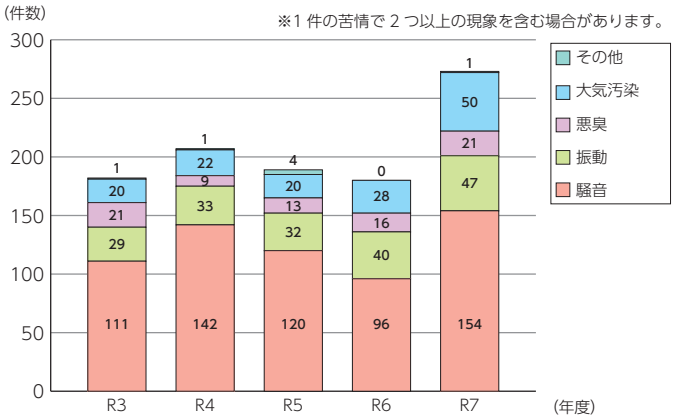

公害現象別の苦情件数の推移

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度は例年と比較して苦情件数が増加しました。特に建設作業による騒音に関する苦情と飲食店によるカラオケ等の騒音に関する苦情が増加しています。

**≪今後の取組≫**

関係する届出を受け付けた際の指導や注意喚起、建設工事の立入検査による状況把握などにより、公害苦情に関する未然防止や迅速対応に努めます。（環境保全課公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 建設作業に関する規制（資料 P.88）（用語解説 P.100）

騒音規制法・振動規制法では、さく岩機を使用する作業など、著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）について、事前の届出や基準、作業時間の制限を規定しています。



特定建設作業に該当しない作業についても、使用する重機によっては環境確保条例の指定建設作業に該当し、基準や作業時間の制限があります。

解体工事は、騒音や振動が発生しやすく、住居が近接した都内では近隣住民の理解が得られない場合があります。区では、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、建築物を解体する場合に、隣接住民への説明と大気汚染防止法に基づく工事内容や連絡先等についての掲示を指導しています。

**≪評価・分析≫**

解体工事件数は増加傾向にあり、令和 10 年ころにピークを迎えるとされています。令和 7 年度の特定建設作業の届出件数は、騒音規制法及び振動規制法合わせて 576 件で、前年度より 55 件増加しました。

**≪今後の取組≫**

建設工事は公害苦情の約７割を占めています。今後増加が見込まれる解体工事による苦情を防止するため、要綱による隣接住民への事前周知について事業者への周知啓発の強化に取り組みます。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 工場・指定作業場、特定施設の規制（資料 P.88、89）

騒音や振動等の公害が発生するおそれのある工場等の事業場については、公害の未然防止の観点から、認可や届出等を義務付け、立地の制限や規制基準の遵守を求めています。

これらの対象事業場は、作業内容や使用機械の規模によって、環境確保条例では「工場」もしくは「指定作業場」、騒音規制法や振動規制法では「特定施設」として規制基準が定められています。

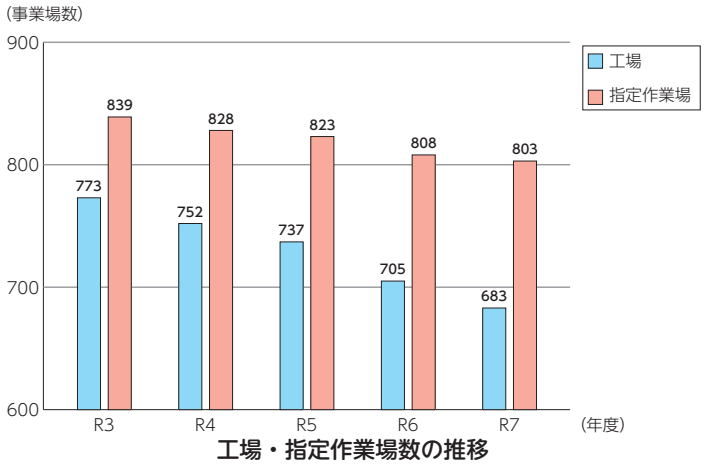

工場・指定作業場数の推移

**≪評価・分析≫**

工場等の件数は年々減ってきており、令和７年度は、前年度より工場が 22 件、指定作業場が５件の減少となっています。苦情の対象となるケースも建設作業と比べると少ない状況です。

**≪今後の取組≫**

工場等の認可・届出の際の指導により基準遵守の徹底を推進します。（環境保全課公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 中高層集合住宅の建築における事前協議（資料 P.89）

ワンルームマンションなどの中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生を未然に防ぐため、「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき、エアコン室外機や給湯器などによる騒音発生抑制について、集合住宅の設計時に事前協議を行っています。

**≪評価・分析≫**

マンション需要は増加が見込まれており、今後マンション建設が増える可能性があります。令和７年度の事前協議件数は 40 件で、前年度より７件増加しました。

**≪今後の取組≫**

マンション建築後の周辺住民による苦情を防止するため、設計の時点で丁寧な指導を行います。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● アスベストの飛散防止対策（資料 P.89）（用語解説 P.96）

建築物等の解体・改修工事を行う際には、建材にアスベストが含まれているかどうかについて事前調査を実施し、現地へ掲示しなければなりません。一定規模以上の工事についてはアスベスト調査結果を区へ報告する必要があります。また、吹き付けアスベスト等の飛散性アスベストについて除去等の作業を行う際には、事前にアスベスト工事の届出をすることになっています。



鉄骨に吹付けられたアスベスト

区では、アスベスト飛散防止対策が適切に行われることを、書面と現地調査にて確認しています。また、令和６年度からは、アスベストの飛散防止対策を促進すべく、解体・改修工事の際に行う吹付けアスベストの分析調査費用の助成をしています。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 解体工事現場への立入検査によるアスベスト施工状況確認件数 | 548 件 / 年 | 550 回 / 年 | 550 回 / 年 | 718 回 / 年 |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は前年度に比べ、アスベスト工事の届出件数が１件減少しました。解体工事件数は増加傾向にあり、令和 10 年ころにピークを迎えるとされています。今後、アスベストが使用されている建築物について、解体や改修が行われるケースが増加することが予想されます。

**≪今後の取組≫**

解体や改修工事を行う事業者が適正に施工を行うよう、アスベスト調査や、工事の際のアスベスト飛散防止対策について立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の徹底に取り組みます。(環境保全課　公害対策グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● ダイオキシン類（資料 P.89、90）(用語解説 P.100)

ダイオキシン類は、ものが燃えることで生成されます。

区では、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一組」）と合同で、区内 5 地点の大気および、6 地点の土壌の測定を行っています。

一組では大気、土壌のほか、豊島清掃工場の排気ガス、排水などの測定を行っています。

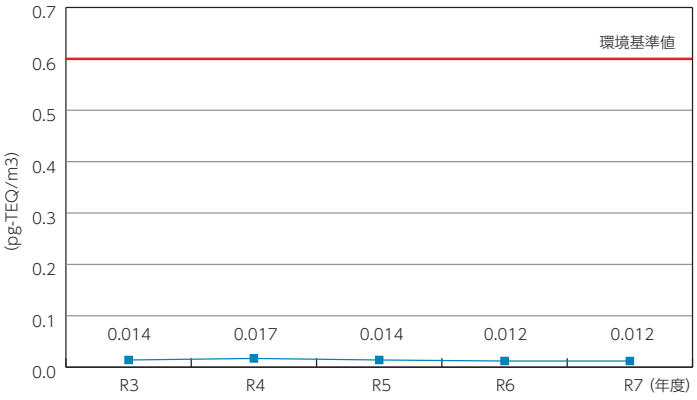


大気中ダイオキシン類濃度の推移

**≪評価・分析≫**

測定結果はいずれも環境基準を大きく下回っています。

**≪今後の取組≫**

継続的にダイオキシン類濃度を把握するため、引き続き測定を行います。(環境保全課　公害対策グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 放射能・放射線（資料 P.90）

平成 23 年 3 月に起こった原発事故により、都内にも放射性物質が飛散しました。区では、同年 6 月から測定を実施しています。

平成 23 年から平成 24 年にかけて実施した学校、幼稚園、認可保育所及び公園等の詳細測定の結果、区内には高線量（「豊島区放射性物質対策ガイドライン」の目標値である 0.23 μ Sv/h を超える放射線量）の地域はありませんでした。一部の雨水のたまりやすい場所に、局所的に高線量の場所がありましたので、除染を実施しました。



空間放射線測定の様子

平成 27 年には、池袋本町電車の見える公園で放射性物質「ラジウム 226」が封入されたカプセルが埋まっていたために、高い放射線量が検出されました。当該カプセルは発見後速やかに除去し、公園内の詳細な測定により安全を確認しました。その後区内の学校、幼稚園、保育所、公園等、子どもが利用する施設 243 施設について詳細に測定し、すべての施設で安全を確認しました。

現在区では、南池袋公園にて定期的に空間放射線測定を実施しています。また、簡易放射線測定器の貸出しをしています。

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度の南池袋公園における空間放射線量は、これまでの測定結果同様、安定した低い値で推移しています。

**≪今後の取組≫**

区の測定のほか、東京都ホームページで公表されているモニタリングポストによる測定結果等について注視し、非常時には職員が速やかに状況確認できるよう測定体制を整えるとともに、局所的に高い値が確認された際には、迅速に除染等の対応をします。(環境保全課　公害対策グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 化学物質の適正管理・ＶＯＣ対策（資料 P.90）

大気中の VOC(揮発性有機化合物)は、光化学オキシダントの生成原因の一つです。工場等からの VOC 排出量は以前と比較すると減少していますが、前述のとおり光化学オキシダントは環境基準を達成していないため、さらなる排出抑制が必要です。また、都内では、一般家庭やオフィスからの VOC 排出量が排出量全体の約 23%と推計されており（令和 2 年度 東京都調査)、工場等以外からの排出抑制も必要です。

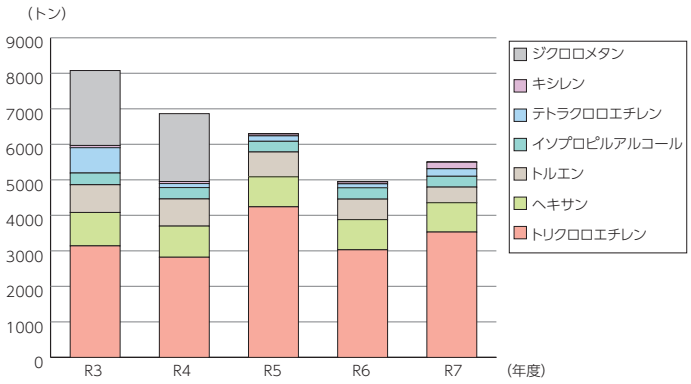


**工場等からの VOC 排出量の推移**

東京都は、VOC 対策ガイドの配布や、セミナーの実施、アドバイザーの派遣などにより、事業者に対して排出抑制を呼び掛けています。

区では、事業所への立ち入り指導や VOC 排出抑制に関する周知啓発を行っています。なお、環境確保条例では、工場等において「適正管理化学物質」を年間 100kg 以上取り扱った場合に使用量等報告書の届出が義務付けられています。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| VOC(揮発性有機化合物)<br>排出事業場立入指導件数 | 5回/年 | 6回/年 | 6回/年 | 6回/年 |  |

**≪評価・分析≫**

令和7年度の工場等からのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排出量が前年度より約1割増加しています。

**≪今後の取組≫**

光化学オキシダントの発生抑制のため、工場等への立ち入り指導、一般家庭やオフィスへの情報発信等を通じてVOC排出削減を推進します。(環境保全課　公害対策グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

## ● 路上喫煙・ポイ捨て対策（資料 P.90）



路上喫煙禁止のポスター

たばこの火による事故や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱が、現在大きな社会問題になっています。

区では平成23年5月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を定め、安全で快適な街づくりを進めています。

**≪評価・分析≫**

年々、路上喫煙率は低下していますが、公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化やインバウンドの増加等に伴い、路上喫煙者の増加が懸念されています。

**≪今後の取組≫**

路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの効果的な実施や区におけるルールの周知や啓発活動等を行い、更なる路上喫煙・ポイ捨ての減少を目指していきます。(環境保全課　環境美化グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール（資料 P.90）

路上喫煙やポイ捨て対策について、より効果的な施策を展開するため、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールを実施しています。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 路上喫煙･ポイ捨て防止パトロールの指導件数 | 58,774 件 / 年 | 42,500 件 / 年 | 42,500 件 / 年 | 47,256 件 / 年 | |

**≪評価・分析≫**

令和7年度は、前年度に比してパトロール回数が減少したため、年間で 3,916 時間、パトロールによる指導は 47,256 件と減少しましたが、路上喫煙に係る苦情やパトロール強化を望む声は増加傾向にあることから、効果的な実施に向け予算化を含めた検討を進める必要があります。

**≪今後の取組≫**

公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化やインバウンドの増加等に伴い、路上喫煙者の増加も懸念されることから、パトロールを強化し、路上喫煙・ポイ捨てを防止します。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 路上喫煙・ポイ捨て防止等各種啓発（資料 P.90）

路上喫煙やポイ捨てをなくすため、路上への啓発標示や電柱への啓発看板の設置、池袋駅周辺の路上での啓発放送等を行い、区民や来街者へ周知しています。また、区と地元住民、警察と連携して①ポイ捨て防止対策、②客引きへの注意、③違法看板への指導を一斉に行う環境浄化パトロールを実施しています。



路上シール



環境浄化パトロール

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 路上喫煙･ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数 | 171 枚 / 年 | 200 枚 / 年 | 179 枚 / 年 | 100 枚 / 年 | |

**≪評価・分析≫**

豊島区内全域が路上喫煙・ポイ捨て禁止であることを周知するため、令和７年度は新たに 100 枚の啓発路上シールを貼付しました。このシールは、区外からの来街者や外国籍の方にも理解してもらえるよう多言語でのデザインとなっています。このような周知活動により、路上喫煙率の減少や喫煙やポイ捨てへの意識の向上につなげていきます。

**≪今後の取組≫**

豊島区を訪れた誰もが喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるように、啓発方法について検討していきます。また、環境浄化パトロールの取組も引き続き進めます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 路上喫煙率の調査（資料 P.90）

平成 22 年 10 月より区内での路上喫煙率について、各調査地域で年間 2 回の調査を行っています。

【調査地域】

池袋駅、駒込駅、巣鴨駅、大塚駅、目白駅、椎名町駅、東長崎駅、北池袋駅、下板橋駅、東池袋駅、要町駅、千川駅、雑司が谷駅、西巣鴨駅　　全 14 駅

【調査方法】

午前 8 時 30 分～午前 9 時 00 分の朝方と午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分の夕方の時間帯の 30 分間、通過者に対する喫煙者の割合を調査しています。

喫煙率（%）＝喫煙者÷通過者× 100

**≪評価・分析≫**

令和７年度の路上喫煙率は 0.02％となり、駅前における路上喫煙者は年々減少傾向にありますが、路地裏や生活道路などでの喫煙及びポイ捨てが依然として課題となっています。

**≪今後の取組≫**

今後も継続的に調査を行い、路上喫煙対策に活かしていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 指定喫煙所の設置

路上分煙の徹底を図るため、喫煙所を池袋駅周辺に設置しています。



池袋駅西口東京芸術劇場前喫煙所




池袋駅周辺の主な喫煙所
（令和８年４月現在）

**≪評価・分析≫**

令和７年９月、池袋駅西口にコンテナ型喫煙所を開設し、現在、池袋駅周辺には３カ所の指定喫煙所があります。常時多くの喫煙者の方に利用していただいており、煙の拡散やたばこの吸い殻のポイ捨て等の防止に効果を発揮していると考えています。

**≪今後の取組≫**

喫煙所の環境整備に努め、喫煙者が利用しやすい環境を整えることにより、分煙を徹底していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成（資料 P.90）

令和４年度より、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、一般に利用可能な喫煙所の設置等に係る費用の助成を行っています。



制度を活用し設置された喫煙所

**≪評価・分析≫**

この制度を活用した公衆喫煙所が令和４年度からの４年間で４件設置されました。多くの喫煙者の方にご利用いただき、路上喫煙やポイ捨て防止の一助になっています。

**≪今後の取組≫**

事業者に対する制度の周知を図り、さらに公衆喫煙所の設置を進めていきます。

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 街づくりイメージアップの推進（としまシルバースターズ）（資料 P.91）



としまシルバースターズ

お揃いの赤いユニフォームを着用した「としまシルバースターズ（シルバー人材センターへ委託）」が、池袋駅周辺で来訪者等へごみのポイ捨て禁止を周知しながら、ポイ捨てごみの回収等を行っています。

**≪評価・分析≫**

区民の方だけでなく来街者からも感謝の言葉をいただき、池袋のイメージアップや高齢者のいきがい創出につながっています。

**≪今後の取組≫**

池袋駅周辺において、通常の活動に加え、区が実施するイベント協力など、今後も意欲的に活動を展開していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● ごみゼロウィーク（資料 P.91）



ごみゼロウィークの様子

令和３年度より名称を変更して、区内 JR 各駅周辺の清掃活動等を行っています。また、クリーンサポーターをはじめとする各団体には、ごみゼロウィークにあわせて、地域での自主的な清掃活動を行っていただいています。

路上喫煙やポイ捨てについては、喫煙者等のモラルやマナーの向上に向けたさらなる取組が必要であり、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみゼロウィークの開催回数 | ７回／年 | ８回／年 | ７回／年 | ８回／年 | |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は８回実施し、参加人員が延べ 1,080 人と前年度に比べて増加しています。多くの区民、事業者の方々のご協力のもと、継続的にキャンペーンを実施しています。

**≪今後の取組≫**

年間実施回数や時代のニーズにあったキャンペーン内容を検討し、効果的な喫煙ルールとポイ捨て禁止の周知を行っていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● ごみゼロデー（資料 P.91）

| 事業内容 | ・地域の清掃活動<br>・職員清掃活動 |
|---|---|

毎年５月 30 日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所等の関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。

**≪評価・分析≫**

令和７年度は、活動期間中において雨天が続いたため、前年度の 10,164 人と比べて 5,774 人と参加人数が減少しました。

**≪今後の取組≫**

更なる参加人数の増加に向け、広く周知を行っていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● ごみ拾い SNS ピリカ（資料 P.91）

令和４年度より、ごみ拾い SNS ピリカを活用し、区内のごみ拾い活動の参加人数や拾われたごみの数などを把握できるようにしました。誰でも気軽に楽しく清掃活動に参加できる取組を行っています。

ピリカ　ロゴマーク

**≪評価・分析≫**

令和７年度のピリカを通じての清掃活動の参加人数は 1,470 人でした。前年度より参加人数が減少しているため、新たな周知方法についての検討が課題となっています。

**≪今後の取組≫**

ピリカの活用についてさらなる周知を行い、清掃活動への意欲向上や参加者同士

の交流を促し、多様な主体と連携した環境美化活動の推進を図ります。（環境保全課 環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 環境美化活動支援（資料 P.91）

環境美化の推進を図るため、自主的に美化清掃活動を行うボランティア等の団体に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

**≪評価・分析≫**

令和７年度は環境美化支援活動により延べ 99 団体・1,334 人の方が清掃活動に取り組んでいただきました。年によって増減はありますが、新たに清掃活動を始める団体も増えており、活動の輪が広がっています。

**≪今後の取組≫**

清掃用具の貸出し制度について更に周知し、自主的な清掃活動を行う企業・団体を支援していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● 繁殖期のカラス対応（資料 P.91）

毎年、３月から７月にかけてカラスが繁殖期を迎え、巣作りをして卵やヒナを育てます。この時期のカラスは、卵やヒナを守るため巣に近づく人を襲うことがあります。

人を襲うなど緊急を要する場合に、個人宅の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応をしています。



撤去したカラスの巣

**≪評価・分析≫**

巣落としや落下ヒナの回収、カラスに関する相談の件数は、年によって増減はあるものの、前年度と比べて大きな変動はありませんでした。

**≪今後の取組≫**

引き続き緊急対応と合わせて、広報などでカラスの被害を減らす対策を周知していきます。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ● ハクビシン・アライグマ（資料 P.91）


箱わな

豊島区内でハクビシンやアライグマが目撃されています。見かけただけでは、近づかなければ特に心配ありませんが、屋根裏に入り込まれたり、家庭菜園などが食い荒らされたりすることがあります。

区では、被害が実際に生じている一般住宅内等にハクビシン・アライグマを捕獲するための箱わなを設置しています。

**≪評価・分析≫**

ハクビシン・アライグマに関する相談件数は年によって増減はあるものの、令和７年度は前年度と比べて減少しています。一方、箱わなの設置やハクビシン・アライグマの捕獲件数は前年度と比べて９件増加しました。

**≪今後の取組≫**

区民からの目撃情報や箱わなの設置場所の提供など、地域と連携してハクビシン・アライグマの被害防止対策の取組を行っていきます。（環境保全課　公害対策グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

## ② その他の取組指標と成果指標

### ● 取組指標

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境美化に関する活動への参加人数 | 12,237人 | 13,000人 | 12,500人 | 7,108人 |  |

### ● 成果指標

| 成果指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 解体工事における大気汚染防止法の基準（アスベストに関する作業基準）適合割合 | 84% | 90% | 86% | 81% |  |
| 事業場からのVOC（揮発性有機化合物）排出量 | 6,298kg | 6,000kg | 6,212kg | 5,506kg |  |
| 路上喫煙率 | 0.03% | 0.02% | 0.03% | 0.02% |  |
| 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合 | 35.8% | 40.2% | 39.2% | 38.0% |  |

**≪評価・分析≫**

「環境美化に関する活動への参加人数」が目安値を大きく下回ったこともあり、「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合も、令和７年度の目安値を下回る結果となりました。

**≪今後の取組≫**

区民からの肯定的な回答の割合が高まるよう、路上喫煙・ポイ捨て防止や落書き防止などの環境美化対策を強化し、安全・安心・快適な街づくりを進めていきます。（環境保全課　環境美化グループ・公害対策グループ）

# 第５章　共通目標：区の率先行動及び教育・連携

**区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまち**

## ①　豊島区の現状

### ●「第四次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定

（資料 P.92）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

本報告書により、削減目標の最終的な達成状況を報告していきます。

**＜計画期間＞**

・令和７年度（2025 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

**＜削減目標＞**

・平成 25 年度（2013 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに豊島区の温室効果ガス排出量を **50%以上削減する。**

**＜計画の対象範囲＞**

・区の事務及び事業の全て

**＜前計画からの変更点＞**

・削減対象とする温室効果ガスについて、これまで二酸化炭素（$CO_2$）のみとしていましたが、本計画よりメタン（$CH_4$）、一酸化二窒素（$N_2O$）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）についても対象とします。

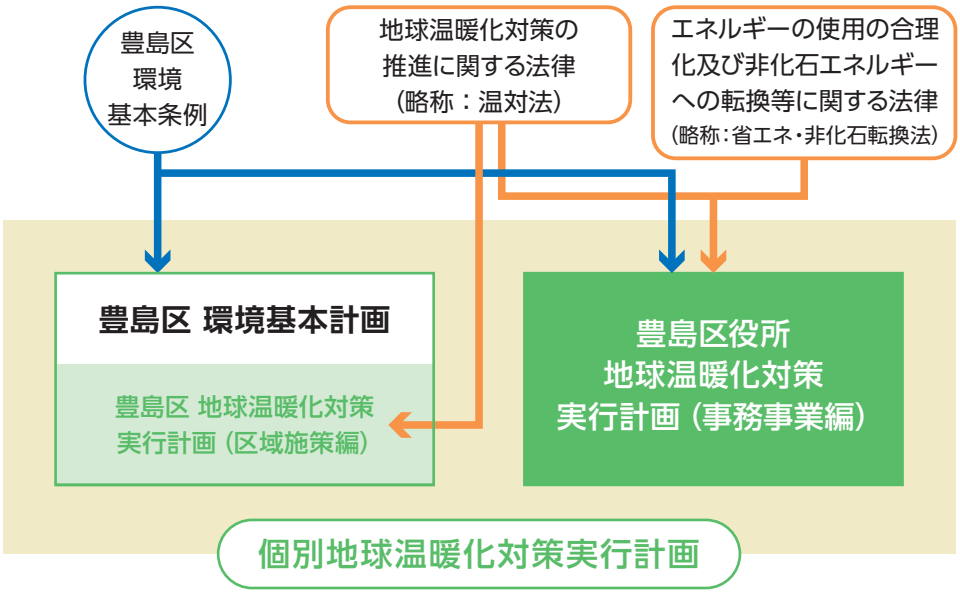

地球温暖化対策の推進に関する法律　第 21 条
　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。

## ● 豊島区役所（区有施設含む）の温室効果ガス排出量の推移

（資料 P.92）（用語解説 P.100）

豊島区は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 50％以上削減する目標を設定し、節電・省エネに積極的に取り組んでいます。平成 27 年 5 月には、区役所が新庁舎に移転し、従来の同規模の建物と比較すると、$CO_2$ の排出量を 30％以上削減できる環境庁舎となり、太陽光発電、自然採光、エコ照明、地域冷暖房システムの導入等、環境配慮技術を取り入れ、環境負荷の低減に努めてきました。

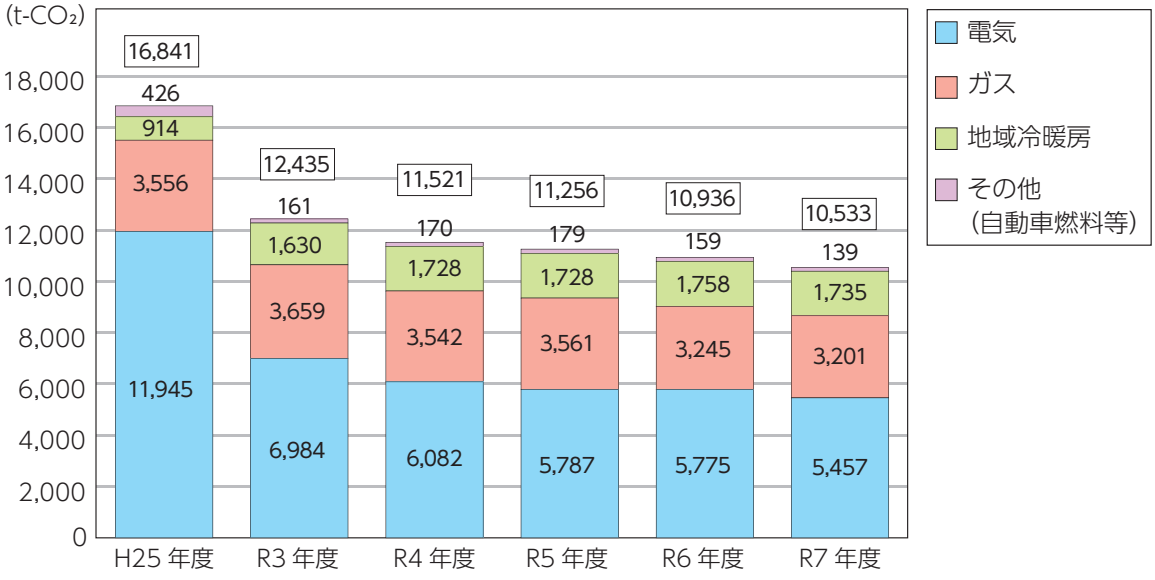


### 〈令和 7 年度末の状況〉

| | 基準排出量<br>平成 25 年度<br>(2013 年度) | 削減目標<br>令和 7 年度<br>(2025 年度) | 最新の排出量<br>令和 7 年度<br>(2025 年度) |
|---|---|---|---|
| 排出量 | 16,841 t | 10,446 t 以下 | 10,533 t |
| 増減率 | − | △ 38.0％以上 | △ 37.5％ |

令和 7 年度は、基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量から 37.5％削減することができました。

## ● 豊島区役所のエネルギー源別温室効果ガス排出状況（資料 P.92）

「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、排出源の種別ごとに目標を決めて、削減に取り組んでいます。

| | H25年度<br>基準年<br>（※1） | R7年度<br>削減目標 | R7年度<br>実績 | R7年度実績<br>(基準年度比) |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | 16,841 | 10,446 | 10,533 | △ 37.5% |
| 電気使用量 | 11,945 | 5,087 | 5,457 | △ 54.3% |
| 都市ガス使用量 | 3,556 | 3,490 | 3,201 | △ 10.0% |
| 熱供給使用量 | 914 | 1,693 | 1,735 | 90.0% |
| その他使用量（※ 2） | 426 | 176 | 139 | △ 67.4% |
| 廃棄物排出量（kg） | 937,763 | 933,543 | 934,772 | △ 0.3% |
| リサイクル率 | 25.5% | 25.6% | 24.3% | — |
| 上水使用量（㎥） | 445,102 | 440,651 | 469,549 | 5.5% |
| 紙使用量（kg） | 124,436 | 123,192 | 137,367 | 10.4% |

（※ 1）廃棄物排出量以下は令和６年度を基準年としている。
（※ 2）その他使用量には、自動車燃料、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを含む。

## ● 地域に広がる環境ムーブメント

豊島区では、環境に配慮した暮らしをしている区民の方々をはじめ、企業、大学、商店街、NPO などの様々な主体によって、緑化や太陽光発電、LED 照明導入などの環境配慮行動の実践が広まっています。

環境問題の解決には、このような一人ひとりの取組が不可欠です。それぞれの取組が、他の主体と連携・協働することでより大きな動きに発展しつつあります。

## ● 次世代を担う子どもたちに向けて

環境問題は、遠い将来の話ではなく、現在の日常生活と密接なかかわりを持っています。次世代を担う子どもたちがこのことに気づき、学ぶことは、持続可能な社会を形成していく上で重要なことです。

そのため、区では、区民の方々や地域団体との連携・協働により、子どもを対象とした環境教育事業を実施しています。また、小中学校においても、社会科や理科、総合的な学習の時間等において環境教育に取り組んでいます。





「豊島の森」環境講座の様子
（令和７年５月・令和８年２月）

## ② 施策の実施状況

### ● 豊島区役所の「エコアクション 21」認証取得

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組を行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含むすべての事業活動の中に省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。(環境省「エコアクション 21 ガイドライン」より)

区はこれまで、区内事業者に対して「エコアクション 21」への参加を支援してきましたが、一層地域が一体となって環境への取組を進めるため、区自らも平成 24 年 8 月 1 日に「エコアクション 21」の認証を取得しました（旧本庁舎)。それ以降は、2 年に 1 度の更新審査を受審し、登録を更新しています。

®環境省
エコアクション21
認証・登録番号　0008567

**≪評価・分析≫**

環境の取組の推進者として各課に環境管理推進員を配置し、各課の環境目標を設定・評価することで、環境の取組を推進しています。

**≪今後の取組≫**

エコアクション 21 の取組が定着するよう、さらに推進していきます。(環境政策課調整グループ))

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

### ● 豊島区役所の環境負荷低減に向けての取組み

「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」では、区役所が率先して取り組む率先行動として「エコアクション 21 豊島区 環境マネジメントシステム」を規定し、取組を実施するとともに、温室効果ガスの更なる削減に向け、取組の強化に努めていきます。

**≪評価・分析≫**

昼休み時の消灯など節電・省エネへの取組が定着してきたことや、再生可能エネルギー電力への切替等により、令和 7 年度における豊島区役所の温室効果ガス排出量は 10,533t-$CO_2$ となり、基準年の平成 25 年度から 37.5%削減することができました。

また令和6年度に発足した、環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」の活動を継続し、令和7年度は職員用パソコンへの省エネ行動に関するメッセージの表示や、職員に必ず取り組んでほしい項目をまとめた「エコチャレンジ5箇条」の作成・周知など、啓発活動等に取り組みました。

**≪今後の取組≫**

庁内での取組が必要な節電・省エネ行動についてまとめた「第四次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の別冊「豊島区役所 温室効果ガス排出量削減への環境ルール」について、改めて環境管理推進員を通じて周知するとともに、「としま☆デコ活リーダーズ」の取組を区役所全体へ広め、区の率先行動を強化していきます。（環境政策課　調整グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

## ● 区有施設における再生可能エネルギー設備の導入（資料 P.92）

新築、改築、改修を行う学校や公共施設へ太陽光発電システムを導入しています。

現在、区が有する太陽光発電システムは、30 施設、合計出力は 437.1kW の規模となります。



上池袋図書館　太陽光パネル

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 区有施設の太陽光発電設置済数（累計） | 27施設 | 30施設 | 28施設 | 30施設 | |

**≪評価・分析≫**

令和7年度は、2 施設に設置しました。今後の課題は、修理及び改修・改築以外の施設への導入と考えています。

**≪今後の取組≫**

太陽熱の利用も含め、再生可能エネルギーの導入については、施設の特性・設置条件に合わせて最適なシステムを導入していきます。（施設整備課）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

## ● 省エネルギー型街路灯の導入

区役所が排出する温室効果ガスのうち、約 17％を街路灯が占めています。老朽化した街路灯については、長寿命の省エネ型街路灯に随時更新しています。省エネ型街路灯に交換することで、温室効果ガスの削減とともに、電気料金、取替コスト、廃棄物の削減にもつながります。



省エネ型街路灯

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| LED化された街路灯（累計） | 7,281基 | 13,334基 | 9,010基 | 8,268基 | |

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度時点での省エネ型街路灯の導入率は約 84％となりました。

**≪今後の取組≫**

従来の街路灯は水銀灯が主流でしたが、令和 2 年に水銀ランプの製造・輸出入が禁止されました。

今後は、豊島区街路灯維持管理計画に基づき、既設水銀灯を優先して、計画的に LED ランプを中心とした省エネ型街路灯へと改修していきます。（公園緑地課　公園管理グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

## ● 管理標準の作成（資料 P.92）（用語解説 P.99）

省エネ・非化石転換法により、事業者は使用エネルギーの削減を確実なものとするため、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル（管理標準）」を作成することとされています。

平成 25 年度から区が管理する施設においても「管理マニュアル」を施設ごとに $CO_2$ 排出量の多い高圧施設から順に作成しており、令和 7 年度は 2 施設で作成しました。

**≪評価・分析≫**

計画的に作成することで、改修中または改修予定の施設を除き、これまで 71 施設で作成しています。

**≪今後の取組≫**

新しく開設する施設の「管理マニュアル」を順次作成していきます。（環境政策課調整グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

## ● $CO_2$ 排出量の少ない車の導入（資料 P.93）

（用語解説 P.96・101）

区が管理する自動車の走行により排出する $CO_2$ は、全排出量の約 1.3% を占めています。これまでも低公害・低燃費の車種に限って導入してきましたが、さらにエネルギー効率の改善をめざして、ハイブリッド車や電気自動車など、より $CO_2$ 排出の少ない車を重点に導入を進めています。

| 電動車 | 実　績 |
|---|---|
| ハイブリッド車 | 13 台 |
| 電気自動車 | 2 台 |

また、原則として低公害車を選定するとともに、アイドリングストップ自動車として設計・製造されていることに配慮して選定しています。なお、東京都は都内で販売される新車について、2030 年までにハイブリッド車や電気自動車などの非ガソリン車とする方針を表明しています。（国の目標は 2035 年まで）

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度に導入した車両は、リースを含め 3 台が低公害車でしたが、庁有車の中には特別な仕様により低公害車でない車両が残っているため、全車両における低公害車の導入率は約 8 割にとどまっています。

**≪今後の取組≫**

適正な乗換え時期を待たずに低公害車を導入することは難しいですが、乗換え時期及び新しく導入する車両については、積極的に低公害車を導入していきます。（環境政策課　調整グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する




ハイブリッド型清掃車




電気自動車

## ● 再生可能エネルギー電力の導入（資料 P.92）（用語解説 P.98）

区施設が使用するエネルギーについて、温室効果ガス排出削減のため、再生可能エネルギー由来の電力などの調達を進めています。

令和8年3月現在、94 施設（高圧 61 施設、低圧 33 施設）で、環境に配慮した電力導入を行っており、うち 65 施設は、実質再生可能エネルギー 100%電力の供給を受けています。

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 再生可能エネルギー電力量の導入率 | 29.4% | 60.0% | 38.1% | 48.6% |  |

**≪評価・分析≫**

節電・省エネの取組によって電気使用量が減っていくと、排熱や再生可能エネルギーを利用した際の $CO_2$ 削減効果も減ることになります。それでも電気使用量の多い高圧電力を使用する施設を中心に排熱や再生可能エネルギーを利用することで、令和７年度は電気使用量のうち再生可能エネルギー電力の割合が 48.6% となりました。

**≪今後の取組≫**

今後は「第四次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の削減目標に向けて、$CO_2$ 排出量の多い施設について計画的に再生可能エネルギー 100%電力へ切り替え、さらなる $CO_2$ の削減を図っていきます。（環境政策課　調整グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共－1　区の業務における環境配慮行動を促進する

## ● 環境教育支援プログラム（資料 P.93）

「学校の森」植樹をきっかけに、小中学校における環境教育の取組が盛んになっています。

様々な分野の専門家を派遣し、校庭や地域の自然観察や、プールにいるヤゴ等の水生生物の生態を学ぶ授業、民間企業等による出前授業など、各学校の特性に合わせた環境教育を実施しています。

| 支援内容 | 実績 |
|---|---|
| 環境教育支援校 | のべ 34 校 |



環境授業「校庭の自然観察」（南池袋小学校）

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境教育支援プログラムの参加校 | 34校 | 35校 | 30校 | 34校 |  |

**≪評価・分析≫**

環境教育支援は、学校の授業に組み込むことによって学校側が取り組みやすく効果的な方法です。学校における環境教育に対する具体的支援となっており、教員に対しての環境教育に関する情報提供の場としても生かされています。

**≪今後の取組≫**

今後も小中学校のニーズに合わせて継続して実施します。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

## ● 環境とリサイクルに関するポスターコンクール（資料 P.93）

未来のことを考える人材の育成及び意識啓発を図ることを目的として、区内在住・在学の小・中学生を対象に、環境保全や環境美化、3R、エコライフ等に関するポスターコンクールを行っています。令和 7 年度は、140 点の応募があり、審査の結果入賞となった 24 作品を、庁舎内で展示しました。



庁舎内での入賞作品の展示

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度も多くの応募があり、小・中学生に対する意識啓発に効果があります。

**≪今後の取組≫**

ポスター作りは、子どもたちが環境について考える機会となります。より多くの児童生徒から応募があるように引き続き工夫をしていきます。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

## ● としまエコライフフェア（資料 P.93）

「としまエコライフフェア」は、区で行っている環境関連イベントの中でも最大規模のものです。

地球温暖化対策やエネルギー政策、生物多様性を視野に入れ、テーマを広げることにより、来場者の関心を高め、環境にやさしい行動を起こす契機となることを目指しました。

また、このフェアを通じて生まれた参加団体間のコミュニケーションは、フェアに限らず様々な事業を展開する際に大きな効果をもたらすことが期待されます。



2025 エコライフフェアの様子

**≪評価・分析≫**

省エネルギーや3R、自然や生物とのふれあいなど、各出展者が工夫を凝らした展示やワークショップを展開しています。

令和 7 年度は、初出展 8 団体を含む計 20 団体が出展し、次世代の環境を担う若者である区内の中高生や大学生が自ら研究し提案したブースが初出展しました。また、環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」もブースを出展し、クイズ形式で楽しく学べる企画を実施しました。また、「エコライフにつながるヒントをいろいろ知ることができた」との感想をいただき、楽しみながら環境にやさしい暮らしについて考える良い機会とすることができました。

**≪今後の取組≫**

子どもから大人まで幅広い世代の区民の方々が環境について知り、考える機会になる場となっています。今後も引き続き開催していきます。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

## ● 環境情報誌「エコのわ」（資料 P.93）

「エコのわ」は、区が発行する環境情報誌です。「日常生活から地球環境を見直す」という視点に立ち、環境に配慮した暮らしや、それを実現する方法などをわかりやすく伝えることにより、区民の方々の生活スタイルの転換を図ることを目的として発行しています。区民や区内の団体等に取材を行うなど、身近に感じてもらえるよう、編集しています。




35 号

**≪評価・分析≫**

令和7年度は､｢としまの環境教育｣ をテーマに、豊島区で実施している環境事業を紹介するとともに、親子で楽しめる ECO クイズを掲載しました。大人から子どもまで楽しみながら環境について学べる内容となっています。

| | 実　績 |
|---|---|
| 発行 | 年 1 回 |
| 部数 | 年間 16,000 部 |
| 内容 | 「特集　としまの環境教育」ほか |

**≪今後の取組≫**

今後も、より多くの方に手に取ってもらえるようなテーマを取り上げ、わかりやすく見やすい誌面を作成し、環境に配慮した行動への変容を促します。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

## ● 環境月間パネル展示

1972 年に開催された国連人間環境会議を記念して、国連は毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と定め､日本ではその日を「環境の日」､6 月を「環境月間」としています。

豊島区では、この「環境月間」に庁舎内で環境に関わるパネル展示を行っています。令和 7 年度は、本庁舎 4 階の庁舎展示で、区民が身近に取り組める環境にやさしいライフスタイルの例をパネルで紹介し、実践を呼びかけました。また、ご家庭で取り組める省エネポイントをまとめた「としまみんなでエコライフ」の配布も行いました。




**≪評価・分析≫**

庁舎を訪れた区民の方々等が気軽に接することができる環境啓発の場となっています。

**≪今後の取組≫**

引き続き、その時々のテーマに沿ったパネル展示を実施します。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -2　環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

## ● 環境活動推進団体等感謝状贈呈（資料 P.93）

豊島区では、地球温暖化防止対策・生物多様性保全活動、環境美化活動、資源リサイクル運動の各分野において、顕著な功績があった個人又は団体に対して、感謝状の贈呈を行っています。




感謝状贈呈式

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭･事業所での優れた取組に対する表彰数（表彰数/年） | 36 件 | 40 件 | 37 件 | 17 件 | |

**≪評価・分析≫**

令和 7 年度は、環境美化活動と資源リサイクル運動の分野において 15 名・2 団体の方を表彰しました。毎年町会等から推薦されており、表彰制度について広く周知されています。

**≪今後の取組≫**

表彰制度を継続し、日頃の環境活動に対する貢献に感謝の意を表します。（環境政策課　調整グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -3　環境人材を育成し、活動の場を広げる

## ●「グリーンとしま」再生プロジェクト（資料 P.93）

平成 21 年度から始まった「グリーンとしま」再生プロジェクトでは、区民、地域活動団体、企業等からなる実行委員会のもと、様々な緑化活動を行っています。

「としまグリーンウェイブ」は、植樹や樹木の手入れ・樹木とふれあうイベント等を行い、生物多様性を理解するきっかけとする活動です。同プロジェクトを一層進めるため、3 月 1 日から 6 月 15 日までを「としまグリーンウェイブ」期間として、区内での緑化活動を区民等に広く呼びかけるものです。

### ▶「いのちの森」「学校の森」

緑豊かな地域の再生と、地域に住む人々を守る「いのちの森」「学校の森」をつくるため、区立公園などに約 320 本の植樹を行いました。また、民有地に広げる展開として、「いのちの森」「学校の森」づくりで植栽している苗を約 810 本配付しました。

### ▶誕生記念樹の配付

お子さんの誕生を祝い、健やかな成長を願って、誕生記念樹として「いのちの森」の苗木を 186 本贈りました。新しい命が「いのちの森」の樹木とともに心豊かに成長することを願い、区内の緑化を推進します。

**≪評価・分析≫**

「としまグリーンウェイブ」では、実行委員会及び区が実施する講座や育樹活動のほかに、区民等によるグループが植樹等の活動を行い、高密都市の中でみどりを増やすと同時にみどりに親しむ機会となっています。

令和 7 年度は、実行委員会において近隣住民といっしょに「いのちの森」の育樹活動を行ったほか、これまでの取組を広めるため、苗木の配布を行いました。

植樹や捕植の取組は、公園等で継続的に実施し、平成 21 年度の開始以降 156,000 本を超えるまでになりました。

**≪今後の取組≫**

今後も「グリーンとしま」の実現に向けて、実行委員会を中心として、地域の方々とも連携し、さらなる緑化を進めます。

また、プロジェクトの初期に植樹した樹木が成長する一方、都市の中に森を作る難しさも明らかになってきています。今後は、森をいかに維持していくかが大きな課題となっており、維持管理についても検討していきます。(環境政策課　事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅱ-2　みどりを保全・創出する

共 -4　連携・協働の仕組みをつくる

## ●としまクリーンサポーター制度（資料 P.93）

区内の企業・団体等が、きれいなまちづくりのサポーター「クリーンサポーター」として、自主的な環境美化活動を実践することにより、自分たちの街を自分たちできれいにしていく取組です。

クリーンサポーターの方々には、その証としてステッカーを配付しています。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業者等の自主的な環境美化活動(としまクリーンサポーター登録団体数) | 170団体 | 180団体 | 173団体 | 201団体 | |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は 29 件の新規登録がありました。社会貢献活動を始めたい企業・団体の方が登録し、区内の清掃を積極的に取り組んでいただいています。

**≪今後の取組≫**

ホームページなどで制度の周知を行い、登録団体が増えるように取り組みます。また、多様な主体の連携による環境活動のさらなる活性化を目指していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共 -4　連携・協働の仕組みをつくる

## ● 池袋西口駅前広場の緑化（モザイカルチャーの設置）（用語解説 P.102）

平成 23 年 3 月、池袋西口に誕生したモザイカルチャーは、立体花壇とも言われ、土の少ない都市部における有効な緑化手法の１つです。

モザイカルチャーを設置することで、多くの人々が行き交う池袋西口の駅前から、豊島区の環境緑化への取組を PR し、緑化啓発の象徴として、その活動を推進していきます。

| 実施内容 | 実績 |
|---|---|
| 維持管理作業 | 49 回 |
| モザイカルチャー植替え | 5 回 |
| 花壇植替え | 2 回 |
| 維持管理講習会 | 0 回 |

また、地元の NPO 法人と駅前広場の植栽に関する維持管理協定を締結し、地元の方々をはじめ、池袋警察署、企業の方々と協働で、毎週火曜日の 12 時～ 13 時の間、維持管理作業を行っています。

**≪評価・分析≫**

モザイカルチャーを設置後、10 年以上経過しましたが、ボランティアの方々の努力により、ほぼ健全な状態を保っています。

**≪今後の取組≫**

平成 28 年度より、維持管理協定の範囲が増加し、活動がより大変になっています。持続可能な活動にしていくためにも、区として幅広く PR を行っていきます。（道路整備課　道路整備グループ）



維持管理の様子

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

Ⅰ-2　脱炭素のまちをつくる

Ⅱ-2　みどりを保全・創出する

共 -4　連携・協働の仕組みをつくる

## ● 大学・企業等との協定

豊島区では、平成 22 年度から大正大学と協定を締結し、学生の参加を得て、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に関する普及啓発及び情報提供等を行う事業を実施しています。

また、令和５年度にはサントリーグループと２３区で初めて、令和６年度には東京ガスと環境包括連携協定を締結し、あわせて、「豊島区環境アクション宣言」を実施しました。環境にやさしい行動への取組啓発や、環境教育など幅広い環境分野で連携して事業を推進していきます。

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境に関する連携･協定数 | 24 | 30 | 26 | 33 |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度大正大学との協定事業では、５月に池袋本町電車の見える公園で「いのちの森」育樹活動に学生が参加し、12 月には環境政策課が学生に講義を実施し、若い世代に区の環境施策について知ってもらう機会となりました。

また、環境情報誌「エコのわ」では、大正大学の学生にコラムを作成いただきました。

環境配慮行動に関心を持ってもらう良い機会となりました。

**≪今後の取組≫**

令和８年に環境学部を新設する立教大学をはじめ、各種企業・団体・大学等、産官学連携による環境への取組を一層進めていきます。(環境政策課　調整グループ・事業グループ)

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共-4　連携・協働の仕組みをつくる

## ● 自治体間連携によるカーボン・オフセット事業（用語解説 P.97）

豊島区では、交流都市である埼玉県秩父市や長野県箕輪町と森林整備協定を締結し、両自治体の森林整備を行っています。協定先自治体の森林を「としまの森」として整備することにより得られる $CO_2$ 吸収量によって、区内で発生する $CO_2$ を埋め合わせるカーボン・オフセットを推進していきます。

さらに、整備した「としまの森」において、都市部では体験できないダイナミックな自然体験を伴う環境交流事業を実施し、区民の方々への環境教育を促進していきます。



「としまの森」における自然体験の様子

| 取組指標 | 基準値（R5年度） | 目標値（R12年度） | 目安値（R7年度） | 実績（R7年度） | 目安値の進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積（累計） | 4.67ha | 12.63ha | 6.94ha | 7.11ha |  |

**≪評価・分析≫**

令和７年度は、秩父市、箕輪町の「としまの森」において、間伐、除伐、作業道開設、植栽、植栽防護ネット設置などにより、合計 1.14 ヘクタールの森林整備を行いました。整備後は、それぞれの県の森林 $CO_2$ 吸収量認証を受け、合計 35.9 t（複数年認証分含む）の $CO_2$ 削減につながりました。

「としまの森」現地を訪れる環境交流ツアーについては、令和７年度は秩父市で計 63 名が参加し、林業体験や木工体験などを行いました。

**≪今後の取組≫**

今後も秩父市、箕輪町の「としまの森」の整備や環境交流事業を実施していきます。

（環境政策課　環境計画グループ）

**【関連する環境基本計画の施策の方向】**

共-4　連携・協働の仕組みをつくる

## ③　その他の取組指標と成果指標

### ● 取組指標

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数 | 1,391 人 / 年 | 1,480 人 / 年 | 1,416 人 / 年 | 1,932 人 / 年 |  |
| 環境リーダーの数(累計) | 348 人 | 382 人 | 358 人 | 382 人 |  |

### ● 成果指標

| 取組指標 | 基準値<br>(R5年度) | 目標値<br>(R12年度) | 目安値<br>(R7年度) | 実績<br>(R7年度) | 目安値の<br>進捗状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 豊島区施設から排出される温室効果ガス排出量 | 11,256t-$CO_2$ | 8,420t-$CO_2$ | 10,446t-$CO_2$ | 10,533t-$CO_2$ |  |
| 環境教育支援プログラム実施回数(累計) | 43 回 | 407 回 | 147 回 | 140 回 |  |
| 「環境に優しいライフスタイルを実施している」と回答する区民の割合 | 83.5% | 89.4% | 86.8% | 74.6% |  |
| 「みんなで（地域や事業者等と連携して）環境保全に取り組んでいる、または取り組みたい」と考える区民の割合（%） | 39.7% | 66.8% | 47.4% | 41.0% |  |
| 自治体間連携カーボン・オフセット事業による $CO_2$ 吸収量（累計） | 51.5 t-$CO_2$ | 136.1 t-$CO_2$ | 75.7t-$CO_2$ | 71.6t-$CO_2$ |  |

**≪評価・分析≫**

多様な人に向けた環境に関する啓発講座等については、毎年 3R の推進啓発をテーマとした出前講座や食品ロス削減の啓発講座、デコ活のイベント等を開催しています。

環境リーダーについては、生きもの学習や清掃活動といった様々な環境分野における活動を率いることができる人材として、多くの方が地域の中で活躍しており、着実にその数は増えています。

**≪今後の取組≫**

今後も、多くの方が楽しみながら環境への意識を高めていただけるような講座やイベントを開催していきます。さらに、メールマガジンや SNS なども活用して情報発信の方法を工夫していきます。

また、現在活動している環境リーダーへの表彰や支援を行うことで、活動に対するインセンティブの向上を図るとともに、区の環境活動の推進を担う新たな人材を育成していきます。(環境政策課　調整グループ・環境計画グループ・事業グループ　環境保全課　環境美化グループ　ごみ減量推進課　事業推進グループ)

# 資料・データ
# 関連集

# 豊島区の概要

## ■位置と面積




| | |
|---|---|
| 位　置 | 東京 23 区の西北部 |
| 面　積 | 13.01 平方キロメートル |
| 長　さ | 東西　6,720 メートル |
| | 南北　3,660 メートル |
| 中央部 | 東経 139 度 43 分・北緯 35 度 44 分 |

## ■人口と世帯（住民基本台帳による年齢別人口）

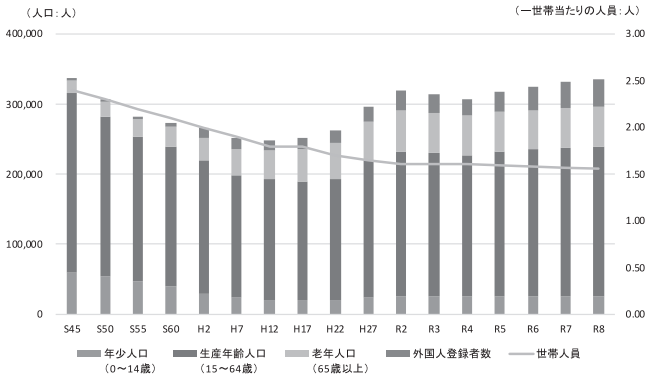


令和 8 年 1 月 1 日現在

| | |
|---|---|
| 人　口 | 296,129 人 |
| 世　帯 | 189,882 世帯 |
| | 一世帯あたりの人員　1.56 人 |

## ■産業

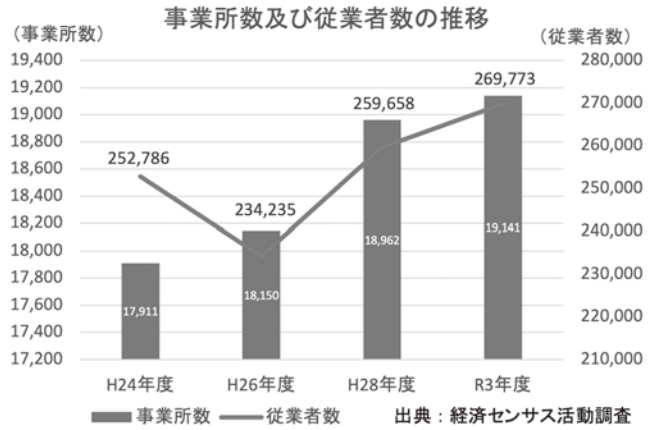


## ■交通




出典：豊島区都市づくりビジョン

# 第１章　基本目標Ⅰ：地球温暖化対策
# 気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまち

## ●区内温室効果ガス排出量の推移

（単位：1000t-$CO_2$eq）

| ガス種 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化炭素 | 1,697 | 1,606 | 1,515 | 1,473 | 1,468 | 1,416 | 1,339 | 1,257 | 1,283 | 1,279 | 1,198 |
| メタン | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 一酸化二窒素 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| ＨＦＣｓ | 96 | 112 | 123 | 136 | 150 | 158 | 165 | 173 | 182 | 156 | 103 |
| ＰＦＣｓ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| $SF_6$ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| $NF_3$ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計<br>（前年度比）<br>（H25 年度比） | 1,800 | 1,725 | 1,646 | 1,616 | 1,625 | 1,580 | 1,510 | 1,436 | 1,472 | 1,440 | 1,307<br>（-9.2％）<br>（-27.4％） |

（出典「特別区の温室効果ガス排出量　2013 年度～ 2023 年度」）

## ●区内エネルギー消費量推移

（単位：TJ）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 産業部門 | 399 | 311 | 329 | 322 | 321 | 345 | 275 | 371 | 360 | 436 | 290 |
| 建設業 | 259 | 187 | 207 | 220 | 219 | 255 | 191 | 232 | 216 | 302 | 189 |
| 製造業 | 140 | 124 | 122 | 102 | 103 | 90 | 84 | 139 | 144 | 134 | 101 |
| 業務部門 | 7,084 | 6,969 | 6,550 | 6,597 | 6,519 | 6,368 | 6,120 | 5,437 | 5,422 | 5,604 | 5,808 |
| 家庭部門 | 5,081 | 5,051 | 4,711 | 4,768 | 4,989 | 4,703 | 4,701 | 4,861 | 5,003 | 4,790 | 4,648 |
| 運輸部門 | 3,365 | 3,359 | 3,237 | 2,958 | 2,931 | 2,862 | 2,782 | 2,606 | 2,634 | 2,604 | 2,581 |
| 自動車 | 2,279 | 2,285 | 2,181 | 1,911 | 1,887 | 1,823 | 1,763 | 1,634 | 1,671 | 1,645 | 1,605 |
| 鉄道 | 1,086 | 1,074 | 1,056 | 1,047 | 1,044 | 1,039 | 1,019 | 972 | 964 | 959 | 976 |
| 最終消費部門<br>（前年度比）<br>（H25 年度比） | 15,929 | 15,690 | 14,826 | 14,645 | 14,760 | 14,277 | 13,878 | 13,275 | 13,419 | 13,435 | 13,327<br>（-0.8％）<br>（-16.3％） |

（出典「特別区の温室効果ガス排出量　2013 年度～ 2023 年度」）

## ●部門別 $CO_2$ 排出量推移

（単位：1000t-$CO_2$）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 産業部門 | 39 | 30 | 32 | 30 | 30 | 31 | 25 | 34 | 34 | 40 | 25 |
| 建設業 | 22 | 16 | 18 | 19 | 19 | 21 | 16 | 19 | 18 | 25 | 15 |
| 製造業 | 17 | 14 | 14 | 11 | 11 | 10 | 9 | 15 | 16 | 15 | 10 |
| 業務部門 | 802 | 757 | 699 | 687 | 670 | 651 | 603 | 530 | 541 | 549 | 531 |
| 事務所ビル | 491 | 446 | 406 | 414 | 407 | 401 | 367 | 326 | 319 | 318 | 308 |
| 大型小売店 | 77 | 71 | 66 | 45 | 43 | 42 | 43 | 33 | 41 | 44 | 45 |
| その他の卸・小売業 | 10 | 9 | 7 | 8 | 7 | 6 | 6 | 5 | 7 | 7 | 7 |
| 飲食店 | 59 | 58 | 56 | 56 | 51 | 53 | 49 | 42 | 41 | 42 | 39 |
| ホテル・旅館等 | 55 | 67 | 67 | 70 | 60 | 62 | 59 | 55 | 64 | 69 | 67 |
| 学校 | 71 | 69 | 64 | 64 | 73 | 59 | 53 | 48 | 46 | 46 | 44 |
| 病院・医療施設等 | 15 | 14 | 13 | 13 | 11 | 12 | 11 | 9 | 10 | 9 | 8 |
| その他のサービス業 | 24 | 22 | 20 | 18 | 18 | 15 | 16 | 13 | 13 | 13 | 12 |
| 家庭部門 | 499 | 472 | 446 | 442 | 454 | 428 | 414 | 419 | 431 | 415 | 377 |
| 運輸部門 | 313 | 304 | 293 | 268 | 264 | 257 | 246 | 228 | 232 | 227 | 218 |
| 自動車 | 155 | 155 | 148 | 129 | 127 | 123 | 119 | 110 | 113 | 111 | 109 |
| 鉄道 | 157 | 149 | 144 | 139 | 137 | 134 | 127 | 117 | 119 | 116 | 110 |
| 廃棄物部門 | 44 | 44 | 46 | 46 | 50 | 49 | 52 | 46 | 46 | 48 | 46 |
| 合計 | 1,697 | 1,606 | 1,515 | 1,473 | 1,468 | 1,416 | 1,339 | 1,257 | 1,283 | 1,279 | 1,198 |

（出典「特別区の温室効果ガス排出量　2013 年度～ 2023 年度」）

## ●太陽エネルギー機器の導入支援

| 対象機器 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 太陽光発電システム（一般住宅用） | 助成件数 | 22 | 26 | 57 | 124 | 128 |
| | 設置容量（kW） | 88.5 | 100.3 | 243.1 | 504.9 | 541.3 |
| 太陽光発電システム（集合住宅用） | 助成件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 設置容量（kW） | - | - | - | - | - |
| 太陽熱温水器 | 助成件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ソーラーシステム | 助成件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

## ●エコ住宅普及促進（高効率エネルギー機器等の導入支援件数）

| 対象機器 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 雨水貯水槽 | 1 | 1 | 0 | 4 | 0 |
| エネファーム | 33 | 25 | 35 | 32 | 31 |
| HEMS | 14 | 18 | 16 | 8 | 10 |
| 蓄電システム | - | - | 71 | 155 | 145 |
| LED照明器具（集合住宅共用部分） | 24 | 31 | 27 | 27 | 21 |
| 断熱改修窓 | 22 | 25 | 32 | 85 | 83 |

## ●事業者の省エネ診断受診数

| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 15 | 28 | 20 | 36 | 38 |

## ●エコアクション 21 認証取得の支援

| 内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 認証取得費助成件数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |

## ●駐輪場の整備済台数

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 台数 | 12,134 | 12,168 | 12,117 | 11,966 | 11,987 |

## ●遮熱性舗装

| 施設名称 | 実施年度 | 面積（㎡） |
|---|---|---|
| 池袋西口 | H21 | 1,452 |
| 池袋西口とサンシャイン周辺 | H22 | 1,709 |
| 劇場通りとサンシャイン周辺 | H23 | 2,636 |
| サンシャイン周辺 | H24 | 3,529 |
| 劇場通りとサンシャイン周辺 | H25 | 3,629 |
| 劇場通りとヤマダ電機裏通り | H26 | 4,976 |
| グリーン大通り | H27 | 5,020 |
| 新庁舎周辺 | H27 | 1,208 |
| アゼリア通り | H28 | 3,269 |
| 南池袋公園前 | H28 | 229 |
| アゼリア通り | H29 | 3,534 |
| みたけ通り | H29 | 3,267 |
| アゼリア通り | H30 | 793 |
| メトロポリタン通り（西口公園） | R 1 | 546 |
| 西武鉄道池袋駅南口前 | R 1 | 201 |
| 寺町沿道整備（第一期） | R 2 | 1,795 |
| ハレザ東側区道 | R 2 | 459 |
| 長崎銀座①（KR2-14） | R 2 | 505 |
| 長崎銀座②（KR3-8） | R 3 | 522 |
| 寺町沿道整備（第二期） | R 3 | 934 |
| みたけ通り（その１） | R 4 | 605 |
| 南大塚（工事 12 号） | R 4 | 2,067 |
| みたけ通り（その２） | R 5 | 290 |
| 西池袋（工事 20 号） | R 5 | 722 |
| 要町一丁目（工事 12 号） | R 6 | 989 |
| コンコン通り（工事３号） | R 6 | 596 |
| 北大塚二丁目（工事３号） | R 7 | 1,146 |
| 合計 | | 46,628 |

## ●打ち水週間

| 内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施時期 | 8月1日<br>～7日 | 8月1日<br>～7日 | 8月1日<br>～7日 | 8月1日<br>～7日 | 8月1日<br>～7日 |
| 参加施設数<br>(区施設) | 21 | 19 | 16 | 9 | 16 |
| 取組団体数<br>(町会、企業等) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## ●地域の緑化活動への支援

| 内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| つる性植物配布（本） | 797 | 1,356 | 1,417 | 1,158 | ― |
| 屋上緑化助成（㎡） | 0 | 23 | 14 | 2 | 0 |
| 接道緑化助成（m） | 9 | 0 | 0 | 12 | 12 |
| 壁面緑化助成（㎡） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※令和７年度、つる性植物配布は実施していない。

## ●緑のカーテンづくり

| 内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 講習会参加人数 | 0 | 0 | 0 | 40 | 40 |
| 区立小中学校取組実施校数 | 15 | 14 | 16 | 19 | 17 |
| 公共施設実施施設数 | 49 | 48 | 48 | 38 | 34 |
| 延カーテン面積（㎡） | 2,054 | 2,274 | 1,994 | 1,467 | 1,371 |

# 第２章　基本目標Ⅱ：自然共生
# みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまち

## ●生物多様性支援事業（としま生きものさがし）区民参加型調査開催実績

| | 開催時期 | 報告件数 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| R7 | 6月～10月 | 1,797 | 151 |
| R6 | 6月～9月 | 1,701 | 120 |
| R5 | 6月～9月 | 1,973 | 307 |
| R4 | 6月～9月 | 1,059 | 101 |
| R3 | 6月～9月 | 1,115 | 100 |

## ●区民参加型調査 調査対象種の報告件数一覧（令和７年度開催実績）

| チョウのなかま① | 件数 | チョウのなかま② | 件数 | セミのなかま | 件数 | トンボのなかま | 件数 | バッタ･カマキリのなかま | 件数 | その他 | 件数 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ナミアゲハ | 123 | クマゴマダラヒトリ | 1 | アブラゼミ | 90 | シオカラトンボ | 83 | オンブバッタ | 27 | ニホンヤモリ | 58 | |
| モンシロチョウ | 77 | シモフリスズメ | 1 | ミンミンゼミ | 81 | アキアカネ | 44 | ショウリョウバッタ | 21 | ヒヨドリ | 43 | |
| ヤマトシジミ | 55 | スジグロシロチョウ | 1 | クマゼミ | 17 | ギンヤンマ | 32 | オオカマキリ | 16 | アズマヒキガエル | 37 | |
| ツマグロヒョウモン | 53 | ツゲノメイガ | 1 | ツクツクボウシ | 16 | オオシオカラトンボ | 20 | ハラビロカマキリ | 15 | ムクドリ | 17 | |
| アオスジアゲハ | 43 | ヒメシロテンヤガ | 1 | ヒグラシ | 5 | アジアイトトンボ | 11 | ツヅレサセコオロギ | 11 | ヒガシニホントカゲ | 3 | |
| キタキチョウ | 31 | ルリタテハ | 1 | ニイニイゼミ | 1 | クロスジギンヤンマ | 9 | カネタタキ | 9 | ニホンカナヘビ | 3 | |
| クロアゲハ | 30 | ヒロヘリアオイラガ | 1 | セミ科の一種 | 3 | ウスバキトンボ | 4 | エンマコオロギ | 7 | | | |
| アカボシゴマダラ | 7 | ウチノスズメ（推定） | 1 | | | アオイトトンボ | 2 | クビキリギス | 6 | | | |
| セスジスズメ | 6 | ジャノメチョウ科の一種 | 4 | | | キイトトンボ | 2 | アオマツムシ | 5 | | | |
| オオスカシバ | 5 | ホウジャク亜科の一種 | 1 | | | ノシメトンボ | 2 | コカマキリ | 5 | | | |
| ヒメジャノメ | 5 | チョウ目の一種 | 17 | | | オオアオイトトンボ | 1 | ツチイナゴ | 4 | | | |
| ホシホウジャク | 5 | | | | | オニヤンマ | 1 | イボバッタ | 2 | | | |
| イチモンジセセリ | 4 | | | | | ホソミイトトンボ | 1 | ササキリ | 1 | | | |
| チャバネセセリ | 3 | | | | | イトトンボ亜目の一種 | 10 | セスジツユムシ | 1 | | | |
| モンキチョウ | 2 | | | | | トンボ目の一種 | 14 | トノサマバッタ | 1 | | | |
| カラスアゲハ | 2 | | | | | | | コオロギ科の一種 | 14 | | | |
| ゴマダラチョウ | 2 | | | | | | | カマキリ科の一種 | 3 | | | |
| サザナミスズメ | 2 | | | | | | | キリギリス科の一種 | 2 | | | |
| ヒメエグリバ | 2 | | | | | | | バッタ科の一種 | 2 | | | |
| イラガ | 1 | | | | | | | カマドウマ科の一種 | 1 | | | |
| ウラナミシジミ | 1 | | | | | | | | | | | |
| オオタバコガ | 1 | | | | | | | | | | | |
| オオミズアオ | 1 | | | | | | | | | | | |
| カノコガ | 1 | | | | | | | | | | | |
| キタテハ | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | | 493 | | 213 | | 236 | | 153 | | 161 | 1,256 |

## ●区有施設におけるビオトープ・池一覧

| 施設名 | | | |
|---|---|---|---|
| 仰高小学校 | 駒込小学校 | 清和小学校 | 池袋第一小学校 |
| 池袋本町小学校･池袋中学校 | 池袋第三小学校 | 南池袋小学校 | 目白小学校 |
| 長崎小学校 | 富士見台小学校 | 千登世橋中学校 | みらい館大明 |
| 南長崎はらっぱ公園 | 小鳥がさえずる公園 | 池袋の森 | 目白の森 |
| 目白庭園 | 第四コミュニティ広場<br>（朝日ほのぼのランド） | 第五コミュニティ広場<br>（私の庭、皆の庭） | としまエコミューゼタウン<br>（豊島区役所） |

## ●区の緑被率の推移

（単位：％）

| | S49 | S57 | H3 | H9 | H16 | H21 | H27 | R1 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 樹木･樹林 | 10.6 | 10.2 | 11.3 | 10.1 | 11.4 | 11.8 | 11.4 | 11.6 | 10.8 |
| 草地 | 5.1 | 4.3 | 1.2 | 0.7 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.4 |
| 緑被率 | 15.7 | 14.5 | 12.5 | 10.8 | 12.4 | 12.9 | 12.9 | 13.2 | 12.7 |

# 第３章　基本目標Ⅲ：資源循環
# ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

## ●ごみ収集量の推移（区収集）

（単位：t）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 可燃ごみ | 50,401 | 49,448 | 46,562 | 44,856 | 44,145 |
| 不燃ごみ | 1,502 | 1,379 | 1,332 | 1,253 | 1,171 |
| 粗大ごみ | 2,513 | 2,900 | 2,492 | 2,460 | 2,380 |
| 合計 | 54,416 | 53,727 | 50,386 | 48,569 | 47,696 |

※端数処理の為、合計は一致しない。

## ●区民一人一日あたりごみ量の推移

（単位：g/ 人日）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみ量 | 524 | 510 | 472 | 451 | 441 |

## ●出前講座

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施回数 | 0 | 6 | 11 | 7 | 15 |
| 参加人数 | 0 | 391 | 869 | 446 | 1,030 |

## ●リサイクルセンター

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 展示品数（点） | 842 | 880 | 845 | 735 | 790 |
| 来場者数 | 5,542 | 6,072 | 5,582 | 5,086 | 4,773 |
| 申込件数 | 3,289 | 3,637 | 3,645 | 3,481 | 2,974 |
| あっせん数（件） | 688 | 692 | 655 | 593 | 575 |

## ●食品ロスに関する啓発講座の実施回数

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施回数 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 |

## ●資源回収量と資源化率の推移

（単位：t）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみ量 | 52,969 | 52,393 | 49,123 | 47,370 | 46,569 |
| 資源回収量 | 14,883 | 14,719 | 15,232 | 15,859 | 15,668 |
| 資源化率（%） | 21.9 | 21.9 | 23.7 | 25.1 | 25.2 |

※事業系リサイクルと公園回収を除く。

## ●生ごみ処理機購入費の助成

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 助成件数 | 25 | 28 | 30 | 51 | 56 |
| 助成金額（円） | 421,900 | 459,400 | 495,100 | 917,100 | 1,027,700 |

## ●金属系粗大ごみの資源化

（単位：kg）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資源回収量 | 85,728 | 89,849 | 63,831 | 67,517 | 66,003 |

## ●不燃ごみの資源化

(単位：t)

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収集量 | 1,502 | 1,379 | 1,332 | 1,253 | 1,171 |
| 資源化施設搬入量 | 1,492 | 1,375 | 1,326 | 1,253 | 1,174 |
| 資源化量 | 1,361 | 1,245 | 1,200 | 1,130 | 1,061 |
| 資源化率 (%) | 91.2 | 90.6 | 90.5 | 90.2 | 90.3 |

## ●集団回収

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加団体数 | 137 | 137 | 136 | 136 | 136 |
| 資源回収量（t） | 2,436 | 2,322 | 2,068 | 1,964 | 1,900 |

## ●拠点回収

(単位：kg)

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小型家電<br>（イベント回収含む） | 9,110 | 10,350 | 10,970 | 14,310 | 17,040 |
| 蛍光管 | 2,277 | 2,402 | 2,181 | 2,155 | 2,278 |
| 廃食油 | 2,984 | 2,546 | 2,642 | 2,961 | 2,682 |
| 乾電池 | 26,409 | 25,303 | 24,435 | 24,122 | 24,512 |

# 第４章　基本目標Ⅳ：快適環境
# すべての人が安全･安心･快適な環境の中でくらし活動できるまち

## ●光化学スモッグ注意報等の発令日数（23 区西部地域）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日数 | 3 | 7 | 3 | 12 | 3 |

## ●大気汚染常時測定室における大気汚染物質の測定結果の推移

| 物質名 | 測定室 | 項目 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化窒素(ppm) | 池袋 | 年平均値 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.012 |
| | | 98%値 | 0.034 | 0.030 | 0.032 | 0.030 | 0.030 |
| | 巣鴨 | 年平均値 | 0.013 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.011 |
| | | 98%値 | 0.033 | 0.032 | 0.033 | 0.031 | 0.031 |
| | 要町 | 年平均値 | 0.012 | - | 0.014 | 0.012 | 0.013 |
| | | 98%値 | 0.031 | - | 0.037 | 0.032 | 0.032 |
| 浮遊粒子状物質(mg/㎥) | 池袋 | 年平均値 | 0.013 | 0.014 | 0.014 | 0.014 | 0.015 |
| | | 2%除外値 | 0.029 | 0.033 | 0.028 | 0.034 | 0.040 |
| | 巣鴨 | 年平均値 | 0.011 | 0.013 | 0.013 | 0.013 | 0.014 |
| | | 2%除外値 | 0.025 | 0.026 | 0.026 | 0.031 | 0.034 |
| | 要町 | 年平均値 | 0.013 | - | 0.013 | 0.014 | 0.014 |
| | | 2%除外値 | 0.026 | - | 0.026 | 0.034 | 0.032 |
| 二酸化硫黄(ppm) | 要町 | 年平均値 | 0.001 | - | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| | | 2%除外値 | 0.001 | - | 0.002 | 0.002 | 0.002 |
| 一酸化炭素(ppm) | 池袋 | 年平均値 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| | | 2%除外値 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| オキシダント(ppm)<br>(5時～20時) | 巣鴨 | 平均値 | 0.035 | 0.032 | 0.035 | 0.038 | 0.034 |
| | | 1時間値の最高値 | 0.126 | 0.161 | 0.115 | 0.149 | 0.144 |
| | | 環境基準を超えた時間数 | 286 | 255 | 369 | 527 | 316 |

※令和５年度の要町測定室の測定値は参考値とする（移転に伴い年度途中より測定開始）。
　令和４年度は移転のため要町測定室での測定は未実施。
　令和３年度の要町測定室の測定値は移転前の長崎測定室（千早２丁目）のもの。
※　は環境基準を超える。

## ●大気汚染常時測定室における令和７年度の風速の月変化

（単位：m/s）

| 測定室 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 巣鴨 | 2.7 | 2.4 | 2.6 | 3.0 | 2.7 | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 2.5 | 2.2 | 2.7 | 2.4 |
| 要町 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 2.1 | 1.8 | 1.6 | 1.2 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 1.1 | 1.4 | 1.4 |

## ●大気汚染常時測定室における令和７年度の風向の出現率

（単位：%）

| 測定室 | 無風 | 北 | 北北東 | 北東 | 東北東 | 東 | 東南東 | 南東 | 南南東 | 南 | 南南西 | 南西 | 西南西 | 西 | 西北西 | 北西 | 北北西 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 巣鴨 | 3.8 | 8.0 | 5.0 | 5.6 | 6.8 | 4.6 | 4.4 | 5.0 | 6.5 | 9.6 | 5.7 | 3.0 | 1.8 | 2.8 | 4.5 | 10.6 | 12.4 |
| 要町 | 10.4 | 10.5 | 11.5 | 11.4 | 3.2 | 1.2 | 1.2 | 3.2 | 6.0 | 10.0 | 10.8 | 4.8 | 1.4 | 0.7 | 1.0 | 3.3 | 9.4 |

## ●大気汚染常時測定室における令和７年度の温度の月変化

（単位：℃）

| 測定室 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 巣鴨 | 15.9 | 19.4 | 25.9 | 29.7 | 30.9 | 27.4 | 18.9 | 13.4 | 8.7 | 6.3 | 8.2 | 11.1 | 18.0 |
| 要町 | 16.3 | 19.9 | 25.9 | 29.6 | 30.9 | 27.3 | 19.0 | 13.3 | 8.6 | 6.2 | 8.2 | 11.2 | 18.1 |

## ●大気汚染常時測定室における令和７年度の湿度の月変化

（単位：%）

| 測定室 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 巣鴨 | 64.0 | 71.1 | 75.4 | 65.9 | 64.2 | 68.5 | 70.6 | 56.0 | 53.5 | 39.3 | 52.2 | 55.1 | 61.3 |
| 要町 | 62.6 | 68.9 | 70.9 | 70.7 | 67.5 | 71.5 | 73.4 | 59.3 | 56.7 | 42.3 | 55.1 | 57.2 | 63.0 |

## 【参考】大気汚染に係る環境基準（抜粋）

| 物質名 | 発生原因 | 環境基準 | 評価方法 |
|---|---|---|---|
| 二酸化窒素（$NO_2$） | 主に燃焼によって一酸化窒素が発生し、それが大気中で酸化されて発生する。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値（**98%値**）を環境基準と比較する。 |
| 浮遊粒子状物質（SPM） | 都内では自動車や工場･事業場などから排出され、土壌粒子などの自然現象などからも発生する。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ1時間値が0.20mg/㎥以下であること。 | 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（**2%除外値**）を環境基準と比較する。ただし上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。 |
| 二酸化硫黄（$SO_2$） | 燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 | |
| 一酸化炭素（CO） | 燃料中の炭素及び炭素化合物の不完全燃焼により発生し、発生源は主に自動車。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | |
| 光化学オキシダント（Ox） | 窒素酸化物と炭化水素が紫外線の下で光化学反応を起こし、その際に二次的に生成する。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 1時間値が0.06ppmを越えるときは未達成と評価する。 |

## 【参考】大気汚染常時測定室の概要

| 測定室名 | 設置場所 | 採気口高さ | 測定項目※ |
|---|---|---|---|
| 池袋測定室 | 豊島区庁舎 6階 | 27.7m | NO、$NO_2$、NOx、SPM、CO |
| 巣鴨測定室 | 区民ひろば清和第二 屋上 | 15.0m | NO、$NO_2$、NOx、SPM、Ox、WD、WS、TEMP、HUM |
| 要町測定室 | 区民ひろば要 2階 | 6.0m | NO、$NO_2$、NOx、SPM、$SO_2$、WD、WS、TEMP、HUM |

※NO…一酸化窒素、NOx…窒素酸化物、WD…風向、WS…風速、TEMP…温度、HUM…湿度

## ●沿道の二酸化窒素濃度の年平均値の推移

（単位：ppm）

| 道路名 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 白山通り | | | 0.034 | | 0.016 | |
| 春日通り | | | 0.034 | | 0.019 | |
| 本郷通り | | | 0.020 | | 0.025 | |
| 環状５の１号線 | | | 0.041 | | 0.021 | |
| 南大塚通り | | | 0.022 | | 0.020 | |
| 日の出通り | | | 0.024 | | 0.021 | |
| 明治通り | | | 0.031 | | 0.025 | |
| 宮仲公園通り | | | 0.027 | | 0.018 | |
| 川越街道 | | 0.034 | | 0.029 | | 0.023 |
| 新目白通り | | 0.030 | | 0.021 | | 0.020 |
| 山手通り | | 0.032 | | 0.036 | | 0.015 |
| 山手通り南 | | 0.030 | | 0.020 | | 0.019 |
| 目白通り（補助76号線） | | 0.024 | | 0.024 | | 0.016 |
| 目白通り（放射7号線） | | 0.024 | | 0.020 | | 0.015 |
| 立教通り | | 0.025 | | 0.025 | | 0.010 |
| 要町通り | | 0.026 | | 0.027 | | 0.013 |
| 補助172号線 | | 0.021 | | 0.022 | | 0.016 |
| 氷川下通り | | | 0.026 | | 0.012 | |
| お岩通り | | | 0.023 | | 0.009 | |
| 栄和通り | | | 0.025 | | 0.023 | |
| 折戸通り | | | 0.023 | | 0.014 | |
| 空蝉橋通り | | | 0.025 | | 0.020 | |
| 劇場通り | | 0.030 | | 0.024 | | 0.023 |
| 補助78号線 | | 0.026 | | 0.017 | | 0.014 |
| 要町新バス通り | | 0.029 | | 0.021 | | 0.014 |
| 高松小前通り | | 0.024 | | 0.023 | | 0.019 |
| 城西通り | | 0.028 | | 0.020 | | 0.015 |
| 鴨下通り | | 0.029 | | 0.027 | | 0.024 |
| 南長崎通り | | 0.025 | | 0.024 | | 0.021 |
| 参考 | 池袋測定室 | 0.025 | 0.027 | 0.032 | 0.020 | 0.023 |
| | 巣鴨測定室 | 0.025 | 0.031 | 0.018 | 0.007 | 0.012 |
| | 要町測定室 | 0.026 | — | 0.015 | 0.008 | 0.011 |

※令和４年度は移転のため要町測定室での測定は未実施。令和３年度以前の要町測定室の測定値は移転前の長崎測定室（千早2丁目）のもの。

## ●自動車騒音・振動調査の結果

（単位：デシベル）

| 道路名 | 測定場所 | 調査項目 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | | R7 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 白山通り | 西巣鴨3-22 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | 68 | (66) | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | 47 | (41) | - | | - | |
| 山手通り（環状６号線） | 南長崎1-9(R3)<br>目白5-7(R6) | 騒音 | 昼間（夜間） | 68 | (68) | - | | - | | 67 | (67) | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | 44 | (41) | - | | - | | 40 | (40) | - | |
| 川越街道 | 池袋本町1-7(R3)<br>池袋1-16(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | 72 | (71) | - | | - | | - | | 70 | (68) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | 49 | (48) | - | | - | | - | | 52 | (51) |
| 新目白通り | 高田3-20(R4)<br>高田3-24(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | 66 | (64) | - | | - | | 64 | (62) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | 35 | (32) | - | | - | | 33 | (29) |
| 明治通り | 西巣鴨1-12(R5)<br>目白1-1(R4)<br>高田3-40(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | 66 | (64) | 69 | (67) | - | | 71 | (70) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | 46 | (43) | 41 | (39) | - | | 38 | (36) |
| 芝新宿王子線（都道305号） | 東池袋3-4(R4)<br>東池袋3-5(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | 68 | (65) | - | | - | | 68 | (64) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | 46 | (44) | - | | - | | 45 | (41) |
| 日出通り（都道435号） | 東池袋5-8 | 騒音 | 昼間（夜間） | 71 | (68) | - | | - | | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | 49 | (47) | - | | - | | - | | - | |
| 春日通り | 南大塚3-17 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 69 | (66) | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 42 | (39) | - | |
| 南大塚通り | 南大塚2-35(R2)<br>南大塚2-25(R6) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 62 | (59) | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 43 | (38) | - | |
| 本郷通り（都道455号） | 駒込3-20(R3)<br>駒込2-2(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | 67 | (64) | - | | - | | - | | 67 | (63) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | 43 | (37) | - | | - | | - | | 45 | (40) |
| 目白通り（放射７号線） | 南長崎6-1 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 63 | (61) | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 49 | (46) | - | |
| 目白通り（都道８号） | 目白2-11(R4上段)<br>南長崎1-3(R4下段) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | 66<br>68 | (63)<br>(68) | - | | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | 49<br>53 | (41)<br>(49) | - | | - | | - | |
| 小石川西巣鴨線 | 南大塚1-19 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | 63 | (59) | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | 38 | (32) | - | | - | |
| 要町通り | 要町1-22 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | 65 | (61) | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | 40 | (35) | - | | - | |
| 千川通り（都道420号） | 長崎6-34(R3)<br>長崎6-10(R7) | 騒音 | 昼間（夜間） | 64 | (61) | - | | - | | - | | 64 | (61) |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | 40 | (35) | - | | - | | - | | 40 | (36) |
| 劇場通り | 西池袋1-8 | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | 65 | (63) | - | | - | | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | 41 | (37) | - | | - | | - | |
| 西池袋通り（都道441号支線） | 西池袋3-35(R6) | 騒音 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 61 | (61) | - | |
| | | 振動 | 昼間（夜間） | - | | - | | - | | 40 | (37) | - | |
| 首都高５号線（北） | 池袋本町1-7 | 騒音 | 昼間（夜間） | 71 | (68) | 71 | (69) | 71 | (69) | 71 | (68) | 71 | (70) |

※　　は要請限度を超える。

## ●道路の環境基準達成状況

| 年度 | 道路名 | 起点 | 終点 | 達成率(%) | | 達成戸数 | | 全戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | |
| R3 | 川越街道 | 東池袋1-47 | 池袋4-36 | 73.4 | 69.4 | 1,723 | 1,631 | 2,349 |
| | 山手通り | 南長崎1-1 | 高松1-22 | 99.9 | 80.7 | 5,218 | 4,213 | 5,221 |
| | 千川通り | 南長崎6-8 | 要町3-58 | 99.9 | 99.4 | 2,397 | 2,385 | 2,399 |
| | 日出通り | 雑司が谷1-52 | 南池袋4-7 | 58.4 | 42.6 | 1,383 | 1,008 | 2,367 |
| | 本郷通り | 駒込1-1 | 駒込2-8 | 99.9 | 99.7 | 1,555 | 1,552 | 1,557 |
| R4 | 新目白通り | 高田3-1 | 高田3-29 | 100.0 | 94.1 | 740 | 696 | 740 |
| | 目白通り | 高田1-40 | 南長崎4-4 | 99.7 | 91.1 | 3,116 | 2,847 | 3,126 |
| | 明治通り | 高田3-23 | 東池袋1-33 | 99.3 | 93.1 | 3,639 | 3,414 | 3,666 |
| | 芝新宿王子線 | 南池袋2-49 | 東池袋1-33 | 78.4 | 74.8 | 776 | 741 | 990 |
| | 椎名町上石神井線 | 南長崎6-13 | 南長崎6-10 | 96.6 | 98.3 | 56 | 57 | 58 |
| | 劇場通り | 西池袋3-1 | 西池袋3-28 | 100.0 | 100.0 | 571 | 571 | 571 |
| R5 | 白山通り | 巣鴨1-21 | 西巣鴨4-14 | 99.3 | 96.6 | 4,445 | 4,325 | 4,475 |
| | 明治通り | 東池袋1-33 | 西巣鴨4-15 | 98.6 | 94.2 | 3,833 | 3,662 | 3,886 |
| | 小石川西巣鴨線 | 南大塚2-1 | 上池袋1-39 | 100.0 | 99.9 | 5,372 | 5,369 | 5,372 |
| | 要町通り | 要町1-1 | 要町3-30 | 99.5 | 97.0 | 2,404 | 2,343 | 2,416 |
| R6 | 春日通り | 東池袋5-52 | 東池袋3-7 | 91.8 | 89.6 | 7,013 | 6,846 | 7,639 |
| | 山手通り | 南長崎1-1 | 西池袋5-25 | 100.0 | 85.1 | 5,581 | 4,752 | 5,581 |
| | 目白通り | 南長崎4-5 | 南長崎6-8 | 99.6 | 94.6 | 4,979 | 4,729 | 5,000 |
| | 西池袋通り | 西池袋2-37 | 長崎1-11 | 99.8 | 99.1 | 4,479 | 4,448 | 4,489 |
| | 南大塚通り | 南大塚3-1 | 南大塚3-33 | 100.0 | 99.8 | 1,187 | 1,185 | 1,187 |
| R7 | 川越街道 | 東池袋 1-47 | 池袋 4-36 | 85.0 | 74.7 | 2,155 | 1,894 | 2,536 |
| | 新目白通り | 高田 3-1 | 高田 3-29 | 100.0 | 96.7 | 836 | 808 | 836 |
| | 明治通り | 高田 3-23 | 東池袋 1-33 | 99.4 | 92.5 | 3,866 | 3,597 | 3,890 |
| | 芝新宿王子線 | 南池袋 2-49 | 東池袋 1-33 | 77.7 | 75.2 | 806 | 780 | 1,037 |
| | 本郷通り | 駒込 1-1 | 駒込 2-8 | 100.0 | 100.0 | 1,419 | 1,419 | 1,419 |
| | 千川通り | 南長崎 6-8 | 要町 3-58 | 100.0 | 99.6 | 2,572 | 2,563 | 2,573 |

## ●鉄道騒音の経年変化（等価騒音レベル）

（単位：デシベル）

| 路線名 | 測定地点 | 用途地域 | 等価騒音レベル | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間 | | | | | 夜間 | | | | |
| | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ＪＲ山手線 | 西池袋2-24 | 一種住居 | 66 | - | 67 | - | 67 | 62 | - | 63 | - | 63 |
| ＪＲ埼京線 | 上池袋3-13 | 一種中高 | 61 | - | 64 | - | 66 | 57 | - | 60 | - | 62 |
| ＪＲ湘南新宿ライン | 東池袋2-54 | 一種住居 | 56 | - | 59 | - | 62 | 48 | - | 50 | - | 53 |
| 西武池袋線 | 南長崎2-24 | 一種中高 | - | 63 | - | 68 | - | - | 59 | - | 63 | - |
| 東武東上線 | 池袋本町1-1 | 一種住居 | - | 64 | - | 66 | - | - | 60 | - | 62 | - |
| 都電荒川線 | 西巣鴨2-11 | 一種中高 | - | 58 | - | 58 | - | - | 50 | - | 50 | - |

※等価騒音レベルは、近接軌道の中心から12.5mの地点で測定。在来鉄道の新設等に際しての騒音指針との比較に用いる。

## ●鉄道騒音・振動の経年変化（ピークレベル）

（単位：デシベル）

| 路線名 | 測定地点 | 用途地域 | ピークレベル | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 騒音 | | | | | 振動 | | | | |
| | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ＪＲ山手線 | 西池袋2-24 | 一種住居 | 82 | - | 84 | - | 85 | 66 | - | 66 | - | 67 |
| | 巣鴨3-1 | 商業 | 82 | - | 80 | - | 84 | 51 | - | 52 | - | 54 |
| ＪＲ埼京線 | 上池袋3-13 | 一種中高 | 82 | - | 86 | - | 89 | 59 | - | 61 | - | 63 |
| ＪＲ湘南新宿ライン | 東池袋2-54 | 一種住居 | 78 | - | 83 | - | 83 | 55 | - | 57 | - | 57 |
| 西武池袋線 | 南長崎2-24 | 一種中高 | - | 85 | - | 87 | - | - | 63 | - | 65 | - |
| 東武東上線 | 池袋本町1-1 | 一種住居 | - | 85 | - | 83 | - | - | 63 | - | 63 | - |
| 都電荒川線 | 西巣鴨2-11 | 一種中高 | - | 77 | - | 80 | - | - | 58 | - | 60 | - |

※近接軌道の中心から7.5mの地点で測定。新幹線鉄道に係る騒音の基準や振動の指針との比較に用いる。

## 【参考】騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間（6時～22時） | 夜間（22時～翌6時） |
| A | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 一般地域 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| | | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B | 第一種住居地域<br>第二種住居地域 | 一般地域 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| | | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| C | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 一般地域 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |
| | | 車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間（※）の特例 | | | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間とは、車線数の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

## 【参考】自動車騒音に係る要請限度

| 区域の区分 | | 車線（※1）等 | 時間の区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間（6時～22時） | 夜間（22時～翌6時） |
| a区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 1車線 | 65デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| | | 2車線以上 | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |
| | | 近接区域（※2） | 75デシベル以下 | 70デシベル以下 |
| b区域 | 第一種住居地域<br>第二種住居地域 | 1車線 | 65デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| | | 2車線以上 | 75デシベル以下 | 70デシベル以下 |
| | | 近接区域（※2） | | |
| c区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 1車線 | 75デシベル以下 | 70デシベル以下 |
| | | 商業地域 | | |
| | | 準工業地域 | | |

※1　車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
※2　近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいう。

## 【参考】道路交通振動に係る要請限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---|---|---|
| | 昼間（※1） | 夜間（※2） |
| 第1種区域（※3） | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| 第2種区域（※4） | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

※1　昼間は、第1種区域では8時～19時、第2種区域では8時～20時
※2　夜間は、第1種区域では19時～翌8時、第2種区域では20時～翌8時
※3　第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
※4　第2種区域…住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

## 【参考】新幹線鉄道騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | | 基準値（パワー平均） |
|---|---|---|
| Ⅰ | 第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域 | 70デシベル以下 |
| Ⅱ | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | 75デシベル以下 |

## 【参考】新幹線鉄道振動に係る指針

| 指針値 | 70デシベル |
|---|---|

## 【参考】在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

| | 時間区分 | 基準値（等価騒音レベル） |
|---|---|---|
| 新線 | 昼間（7時から22時まで） | 60デシベル以下 |
| | 夜間（22時から翌日7時まで） | 55デシベル以下 |
| 大規模改良線 | 騒音レベルの状況を改良前より改善すること | |

## ●地下水調査結果

| 調査対象物質 | 監視対象調査数※1 | 基準超過数※2 |
|---|---|---|
| シアン | 6 | 0 |
| 鉛 | 6 | 0 |
| 六価クロム | 6 | 4 |
| 水銀 | 6 | 0 |
| トリクロロエチレン | 6 | 2 |
| テトラクロロエチレン | 6 | 0 |
| ジクロロメタン | 6 | 0 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 6 | 2 |
| ベンゼン | 6 | 0 |
| ほう素 | 6 | 0 |
| ふっ素 | 6 | 0 |

※1 対象井戸2か所×年間3回
※2「基準」とは、東京都土壌汚染対策指針別表1に定める地下水基準を指す

## ●土壌汚染に関する届出件数の推移

| 届出書類 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土壌汚染状況調査報告書 | 3 | 7 | 5 | 5 | 6 |
| （うち基準超過あり） | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 汚染拡散防止計画書 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土壌地下水汚染対策計画書 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 汚染拡散防止措置完了届出書 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 土壌地下水汚染対策完了届出書 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 調査猶予確認申請書 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 |
| 調査猶予確認事項変更届出書 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |

## ●公害苦情受付件数（発生場所別）

| 発生場所 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工場 | | 2 | 4 | 2 | 1 | 3 |
| 指定作業場 | | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 建設作業 | | 85 | 105 | 108 | 104 | 148 |
| その他一般の合計 | | 61 | 62 | 43 | 44 | 70 |
| その他一般の内訳 | 木工作業場 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | その他の作業場 | 8 | 3 | 0 | 2 | 4 |
| | 興行場・遊技場 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 飲食店・喫茶店 | 18 | 26 | 18 | 20 | 33 |
| | 商店・百貨店 | 3 | 3 | 5 | 3 | 3 |
| | 学校・病院 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | ビル・事務所 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 |
| | 商業宣伝 | 3 | 1 | 0 | 3 | 2 |
| | 交通機関（自動車） | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 交通機関（航空機） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 交通機関（鉄道） | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 一般家庭 | 4 | 3 | 1 | 0 | 3 |
| | その他 | 19 | 21 | 15 | 11 | 21 |
| 合計 | | 150 | 172 | 154 | 149 | 222 |

## ●公害苦情受付件数（公害現象別）

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音 | 111 | 142 | 120 | 96 | 154 |
| 振動 | 29 | 33 | 32 | 40 | 47 |
| 悪臭 | 21 | 9 | 13 | 16 | 21 |
| 大気汚染 | 20 | 22 | 20 | 28 | 50 |
| その他 | 1 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| 受付件数 | 150 | 172 | 154 | 149 | 222 |

※1件の苦情に複数の公害現象が含まれることがあるため、
受付件数は合計と合致しない。

## ●特定建設作業の届出件数の推移

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音規制法 | 299 | 333 | 320 | 321 | 352 |
| 振動規制法 | 168 | 205 | 181 | 200 | 224 |

## ●解体工事件数の推移

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出件数 | 427 | 488 | 437 | 529 | 514 |

## ●環境確保条例の指定作業場数（令和７年度末時点）

| 業種 | 指定作業場数 |
|---|---|
| 自動車駐車場 | 463 |
| ガソリンスタンド | 13 |
| 自動車洗車場 | 9 |
| ウエストスクラップ処理場 | 1 |
| 廃棄物の積替・保管場所 | 4 |
| 材料置場 | 2 |
| 青写真の作成 | 3 |
| 食物の燻蒸場 | 1 |
| めん類製造場 | 77 |
| 豆腐又は煮豆製造場 | 34 |
| 洗濯施設 | 143 |
| ボイラー | 94 |
| ガスタービン、ディーゼル・ガス・ガソリン機関 | 2 |
| 焼却炉 | 4 |
| 地下水揚水施設 | 6 |
| 病院 | 1 |
| 科学技術に関する研究 | 4 |
| 合計 | 861 |

※レディミクストコンクリート製造場、自動車ターミナル、セメントサイロ、死亡獣畜取扱所、と畜場、畜舎、工業用材料薬品の小分け、砂利採取場、廃油処理施設、汚泥処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、下水処理場、暖房用熱風炉、浄水施設は事業場数ゼロ
※一つの事業場に複数の指定作業場の種類が含まれていることがあるため、本編グラフの事業場数と上記指定作業場数の合計とは異なる。

## ●環境確保条例の工場数（令和７年度末時点）

| 業種 | 工場数 |
|---|---|
| 食料品製造業 | 61 |
| 繊維工業 | 16 |
| 衣料・他の繊維製品製造業 | 20 |
| 木材・木製品製造業 | 9 |
| 家具・装備品製造業 | 38 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 26 |
| 出版・印刷同関連産業 | 234 |
| 化学工業 | 4 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 1 |
| プラスチック製品製造業 | 8 |
| ゴム製品製造業 | 3 |
| なめし皮・同製品毛皮製造業 | 6 |
| 窯業・土石製品製造業 | 2 |
| 非鉄金属製造業 | 3 |
| 金属製品製造業 | 44 |
| 一般機械器具製造業 | 24 |
| 電気機械器具製造業 | 17 |
| 輸送用機械器具製造業 | 4 |
| 精密機械器具製造業 | 44 |
| その他の製造業 | 26 |
| 電気・ｶﾞｽ・水道業 | 2 |
| 洗濯業 | 2 |
| 自動車整備業 | 59 |
| その他の修理業 | 8 |
| その他 | 22 |
| 合計 | 683 |

※鉄鋼業、武器製造業は事業場数ゼロ

## ●騒音規制法の特定施設数（令和７年度末時点）

| 特定施設の種類（騒音規制法） | | | | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 金属加工機械 | ハ | ベンディングマシン | 1 |
| | | ニ | 液圧プレス（矯正プレスを除く） | 5 |
| | | ホ | 機械プレス（294kN以上のもの） | 33 |
| | | ヘ | せん断機（3.75kW以上のもの） | 4 |
| | | チ | ワイヤーフォーミングマシン | 8 |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機（7.5kw以上のもの） | | | 2,351 |
| 7 | 木材加工機械 | ニ | 帯のこ盤（製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のもの） | 1 |
| | | ホ | 丸のこ盤（同上） | 2 |
| | | ヘ | かんな盤（2.25kW以上のもの） | 2 |
| 9 | 印刷機械 | | | 330 |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 | | | 10 |
| 合計 | | | | 2,747 |

※1-イ：圧延機械（22.5kW以上）、1-ロ：製管機械、1-ト：鍛造機、1-リ：プラスト、1-ヌ：タンブラー、1-ル：切断機、3：土石用鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（7.5kW以上）、4：織機、5：建設用資材製造機械（イ：コンクリートプラント、ロ：アスファルトプラント）、6：穀物用製粉機（ロール式7.5kW以上）、7：木材加工機械（イ：ドラムバーガー、ロ：チッパー、ハ：砕木機）、8：抄紙機、11：鋳型造型機（ジョルト式のもの）は施設数ゼロ

## ●振動規制法の特定施設数（令和７年度末時点）

| 特定施設の種類（振動規制法） | | | | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 金属加工機械 | イ | 液圧プレス（矯正プレスを除く） | 6 |
| | | ロ | 機械プレス | 179 |
| | | ハ | せん断機（1kW以上のもの） | 10 |
| 2 | 圧縮機（7.5kW以上のもの、冷凍機を除く） | | | 58 |
| 7 | 印刷機械（2.2kW以上のもの） | | | 160 |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | | | 6 |
| 合計 | | | | 419 |

※1-ニ：鍛造機、1-ホ：ワイヤーフォーミングマシン（37.5kW以上）、3：土石用鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（7.5kW以上）、4：織機、5：コンクリートブロックマシン（29.5kW以上）、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（10kW 以上）、6：木材加工機械（イ：ドラムバーカー、ロ：チッパー（2.2kW以上）、8：ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外で30kW以上）は施設数ゼロ

## ●中高層集合住宅建築物の建築に関する条例による事前協議件数の推移

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 44 | 44 | 35 | 33 | 40 |

## ●大気汚染防止法に基づくアスベスト工事の届出（特定粉じん排出等作業実施届出書）件数の推移

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出件数 | 40 | 39 | 32 | 52 | 51 |

## ●大気汚染防止法に基づく石綿事前調査結果の報告件数（令和４年度制度創設）

| | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 報告件数 | 2,586 | 2,830 | 3,156 | 3,564 |

## ●アスベスト立入検査・指導件数の推移

| | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 解体工事届出の際の立入検査 | 625 | 548 | 642 | 718 |
| アスベスト除去等作業の際の立入検査 | 37 | 38 | 57 | 56 |

## ●アスベスト分析調査助成件数（令和６年度創設）

| | R6 | R7 |
|---|---|---|
| 助成件数 | 3 | 3 |

## ●大気中ダイオキシン類濃度の測定結果

（単位：pg-TEQ/㎥）

| 調査地点 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年平均値 | 年平均値 | 年平均値 | 年平均値 | 5月 | 8月 | 11月 | 2月 | 年平均値 |
| 区 | 区民ひろば清和第二 | 0.017 | 0.016 | 0.011 | 0.013 | 0.011 | 0.015 | 0.014 | 0.006 | 0.012 |
| | 公園管理事務所 | 0.014 | 0.015 | 0.011 | 0.008 | 0.013 | 0.013 | 0.012 | 0.006 | 0.011 |
| 一組 | 豊島清掃工場 | 0.016 | 0.022 | 0.019 | 0.021 | - | 0.025 | - | 0.009 | 0.017 |
| | 区民ひろば池袋本町 | 0.013 | 0.017 | 0.014 | 0.009 | - | 0.012 | - | 0.008 | 0.010 |
| | 千登世橋教育文化センター | 0.012 | 0.017 | 0.013 | 0.008 | - | 0.013 | - | 0.007 | 0.010 |
| 平均値 | | 0.014 | 0.017 | 0.014 | 0.012 | 0.012 | 0.016 | 0.013 | 0.007 | 0.012 |

※環境基準は、年平均値0.6pg-TEQ/㎥

## ●土壌中ダイオキシン類濃度の測定結果（単位：pg-TEQ/g）

| 調査地点 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一組 | 清掃工場内 | 2.4 | 0.56 | 1.6 | 2.1 | 2.2 |
| | 学習院構内 | 8.6 | 10 | 11 | 4.1 | 9.3 |
| | 池袋本町公園 | 6.5 | 1.8 | 4.0 | 4.5 | 6.2 |
| | 巣鴨公園 | 2.1 | 1.1 | 1.7 | 1.9 | 1.0 |
| | 千早公園 | 3.2 | 0.47 | 3.8 | 4.3 | 0.6 |
| 区実施の公園※ | | 0.60 | 1.5 | 1.4 | 0.19 | 0.92 |

※環境基準は、1000pg-TEQ/g

※参考…区が実施した公園

| | |
|---|---|
| R3 | 椎名町公園 |
| R4 | 駒込西公園 |
| R5 | 池袋第二公園 |
| R6 | 日出町公園 |
| R7 | 上り屋敷公園 |

## ●令和7年度の空間放射線測定結果一覧

（単位：μ Sv/h）

| 測定場所 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 南池袋公園 | 1m | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.037 |
| | 5cm | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.04 | 0.03 | 0.034 |

## ●主な適正管理化学物質の環境への排出量、使用量等報告書提出件数の推移、VOC 立入指導件数の推移（単位：kg）

| 適正管理化学物質名 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 主な用途 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| トリクロロエチレン | 3,140 | 2,820 | 4,240 | 3,030 | 3,530 | 金属機械部品の脱脂洗浄、毛皮製品脱脂、工業用溶剤 |
| ヘキサン | 941 | 877 | 845 | 850 | 826 | 燃料・ガソリンの含有成分、塗料、接着剤、印刷インキ |
| トルエン | 781 | 765 | 699 | 577 | 440 | ガソリン・灯油含有成分、塗料、接着剤、印刷インキ、工業原料 |
| イソプロピルアルコール | 330 | 320 | 300 | 320 | 304 | 印刷の湿し水、合成アセトンの中間原料、溶剤 |
| テトラクロロエチレン | 713 | 113 | 153 | 112 | 212 | ドライクリーニング溶剤、金属機械部品の脱脂洗浄 |
| キシレン | 63 | 58 | 55 | 55 | 183 | ガソリンの含有成分、塗料、接着剤、印刷インキ、シンナー |
| ジクロロメタン | 2,110 | 1,911 | 6 | 8 | 11 | 金属機械部品の脱脂洗浄、エアゾール噴射剤、塗装はく離剤 |
| 環境への排出量の合計 | 8,078 | 6,864 | 6,298 | 4,952 | 5,506 | |
| 報告書提出件数（件） | 28 | 28 | 27 | 27 | 24 | |
| VOC立入指導件数（件） | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 | |

## ●路上喫煙パトロール指導件数

| 指導内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| シルバー委託 | 10,952 | 6,305 | - | - | - |
| 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール | 42,239 | 45,263 | 58,774 | 57,293 | 47,256 |

※令和５年度より、シルバー委託は実施していない。

## ●路上喫煙・ポイ捨て防止等各種啓発（路上啓発シール）

| 啓発シール | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 貼付枚数 | 257 | 163 | 171 | 133 | 100 |
| 累計貼付箇所数 | 1,093 | 1,157 | 1,224 | 915 | 951 |

## ●路上喫煙率（年度平均値）【8:30 ～ 30 分、16:30 ～ 30 分、2 回／日調査】

| 喫煙地点 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 池袋駅３地点 | 0.01% | 0.00% | 0.01% | 0.01% | 0.00% |
| その他駅（13駅） | 0.03% | 0.04% | 0.05% | 0.02% | 0.02% |
| 区平均 | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.02% | 0.02% |

## ●民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成（令和 4 年度創設）

| | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 設置件数 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## ●もっときれいな街づくり・街づくりイメージアップの推進（としまシルバースターズ）

| 活動内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみの回収（缶･びん･ペットボトル本数） | 51,576 | 44,040 | 45,172 | 45,989 | 11,251 |
| ごみのポイ捨て指導件数 | 114 | 51 | 30 | 18 | 68 |

※もっときれいな街づくり事業はR7.6で終了、R7.9より街づくりイメージアップ事業として開始

## ●ごみゼロウィーク

| 実施内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日数 | 8 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 参加企業･団体数 | 39 | 61 | 64 | 60 | 69 |
| 参加人数 | 551 | 1,156 | 832 | 517 | 1,080 |

## ●ごみゼロデー

| 年度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 活動参加人数 | | 新型コロナウイルス感染拡大のため中止 | 10,777 | 11,177 | 10,164 | 5,774 |
| 活動参加数の内訳 | 小中学校参加校数 | | 24 | 29 | 22 | 10 |
| | 小中学校参加人数 | | 5,911 | 7,007 | 4,945 | 2,507 |
| 喫煙マナーアップキャンペーン（人） | | | - | - | - | - |
| 放置自転車撤去等台数 | | | 19 | 0 | - | - |
| 違法看板等指導･撤去枚数 | | | 0 | 12 | - | - |

※令和４年度より、喫煙マナーアップキャンペーンは実施していない。
※令和６年度より、放置自転車撤去、違法看板等指導･撤去は実施していない。

## ●ごみ拾い SNS ピリカ

| 内容 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 参加人数 | 4,690 | 2,965 | 3,210 | 1,470 |

## ●環境美化活動支援

| 内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 清掃活動支援回数 | 60 | 84 | 103 | 144 | 99 |
| 清掃活動参加人数 | 368 | 1,469 | 967 | 1,776 | 1,334 |

## ●カラスに関する相談件数の推移

| 処理内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 巣落とし実施 | 15 | 6 | 4 | 5 | 4 |
| 落下ヒナ捕獲 | 4 | 3 | 4 | 1 | 7 |
| 公園･区施設等のため担当課に依頼 | 2 | 5 | 4 | 4 | 2 |
| 都道･電柱等のため他機関を紹介 | 8 | 7 | 3 | 2 | 1 |
| その他相談･苦情 | 13 | 19 | 9 | 10 | 12 |
| 相談件数の合計 | 42 | 40 | 24 | 22 | 26 |

## ●ハクビシン・アライグマに関する相談等件数の推移

| 処理内容 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 箱わな設置 | 110 | 57 | 61 | 53 | 64 |
| 捕獲数（うちアライグマ） | 43(1) | 16(1) | 21(0) | 14（3） | 23（1） |
| 相談件数の合計 | 165 | 112 | 93 | 118 | 108 |

## ●公害・カラス以外に関する相談件数の推移

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数（うち羽田空港機能強化に関する相談） | 129(9) | 121(5) | 112(2) | 121(0) | 179(0) |

# 第５章　共通目標：区の率先行動及び教育・連携
## 区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまち

### ●「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」エネルギー源別温室効果ガス削減目標

| | 基準年 | | 単年度目標 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標項目（単位） | H25 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 温室効果ガス排出量 ($t\text{-}CO_2$) | 16,841 | - | 10,446 | 10,041 | 9,636 | 9,231 | 8,825 | 8,420 |
| 電気使用量 | 11,945 | - | 5,087 | 4,737 | 4,386 | 4,036 | 3,686 | 3,335 |
| 都市ガス使用量 | 3,556 | - | 3,490 | 3,454 | 3,419 | 3,383 | 3,347 | 3,312 |
| 熱供給使用量 | 914 | - | 1,693 | 1,676 | 1,659 | 1,642 | 1,624 | 1,607 |
| その他使用量 | 426 | - | 176 | 174 | 172 | 170 | 168 | 166 |
| 廃棄物排出量 (kg) | - | 937,763 | 933,543 | 929,323 | 925,103 | 920,883 | 916,663 | 912,443 |
| リサイクル率 (％) | - | 25.5% | 25.6% | 25.7% | 25.8% | 25.9% | 26.0% | 26.1% |
| 上水使用量 (㎥) | - | 445,102 | 440,651 | 436,200 | 431,749 | 427,298 | 422,846 | 418,395 |
| 紙使用量 (kg) | | 124,436 | 123,192 | 121,948 | 120,703 | 119,459 | 118,214 | 116,970 |

※その他使用量には、自動車燃料、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを含む。
※廃棄物排出量以下はR6年度基準とする。

### ●豊島区役所のエネルギー源別温室効果ガス排出量の推移

| エネルギー源 | H25 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 25年度比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量 ($kg\text{-}CO_2$) | 16,840,536 | 12,435,394 | 11,521,427 | 11,256,079 | 10,935,888 | 10,532,869 | -37.5% |
| 電気使用量 | 11,945,009 | 6,984,449 | 6,082,001 | 5,787,208 | 5,774,641 | 5,457,226 | -54.3% |
| 都市ガス使用量 | 3,555,549 | 3,659,450 | 3,541,548 | 3,561,357 | 3,244,755 | 3,201,034 | -10.0% |
| 熱供給使用量 | 913,517 | 1,630,065 | 1,727,845 | 1,728,299 | 1,757,536 | 1,735,467 | 90.0% |
| その他使用量 | 426,461 | 161,430 | 170,033 | 179,215 | 158,956 | 139,141 | -67.4% |
| 廃棄物排出量 (kg) | - | 309,838 | 318,908 | 356,199 | 937,763 | 934,772 | -0.3% |
| リサイクル率 (％) | - | 41.8% | 42.0% | 38.0% | 25.5% | 24.3% | - |
| 上水使用量 (㎥) | - | 113,178 | 109,764 | 117,774 | 445,102 | 469,549 | 5.5% |
| 紙使用量 (kg) | - | 78,497 | 80,585 | 80,995 | 124,436 | 137,367 | 10.4% |

※その他使用量には、自動車燃料、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを含む。
※R7年度のH25年度比の割合のうち、廃棄物排出量以下はR6年度比の割合である。
※廃棄物排出量以下の実績値について、R5年度まではエコアクション２１対象施設のみの実績値であり、R6年度以降は全区有施設の実績値である。

### ●豊島区役所の分野別温室効果ガス排出量の推移

（単位：$kg\text{-}CO_2$）

| 種別 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 区長部局 | 7,722,583 | 7,085,704 | 6,753,420 | 6,851,989 | 5,772,057 |
| 教育委員会 ※ | 2,216,439 | 1,974,834 | 2,595,076 | 2,007,839 | 2,585,011 |
| 街路灯・公園灯 | 2,334,942 | 2,290,856 | 1,728,368 | 1,917,104 | 2,036,659 |
| その他使用量 | 161,430 | 170,033 | 179,215 | 158,956 | 139,141 |
| 合　計 | 12,435,394 | 11,521,427 | 11,256,079 | 10,935,888 | 10,532,869 |

※小中学校、幼稚園、子どもスキップ、図書館（R7年度より移管）を含む

### ●区施設太陽光発電設置状況

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設数 | 25 | 26 | 28 | 28 | 30 |
| 定格出力（kW） | 396.3 | 405.3 | 420.7 | 420.7 | 437.1 |

※パネル増設の場合は施設数にカウントしない。

### ●区施設太陽光発電量

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発電量（kWh） | 320,967 | 287,757 | 290,960 | 268,834 | 314,652 |

### ●管理標準作成施設

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設数 | 64 | 66 | 68 | 69 | 71 |

### ● $CO_2$ 排出量の少ない電力の採用による年間 $CO_2$ 削減量

（単位：$t\text{-}CO_2$）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 $CO_2$ 削減量 | 6,428 | 7,721 | 5,763 | 6,928 | 7,981 |

## ●低公害車導入率

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 庁有車数 | 88 | 90 | 88 | 89 | 86 |
| 低公害車 | 78 | 78 | 76 | 76 | 72 |
| 低公害車導入率 | 89% | 87% | 86% | 85% | 84% |

## ●コピー用紙のグリーン購入率

(単位：kg)

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| コピー用紙購入量 | 78,497 | 80,585 | 80,995 | 124,436 | 137,367 |
| グリーン購入量 | 75,881 | 78,757 | 79,222 | 121,256 | 136,522 |
| グリーン購入量購入率 | 97% | 98% | 98% | 97% | 99% |

※R6年度からは購入量に学校を含む。

## ●本庁舎におけるリサイクル率

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| リサイクル率 | 80% | 77% | 72% | 70% | 69% |

## ●環境教育支援　実績

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施校数 | 24 | 23 | 34 | 36 | 34 |

## ●環境とリサイクルに関するポスターコンクール　応募実績

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 応募点数 | 501 | 447 | 428 | 293 | 140 |

## ●としまエコライフフェア　開催実績

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開催日 | - | - | 12月23日（土） | 10月6日（日） | 10月5日（日） |
| 来場者数 | - | - | 453 | 630 | 727 |

※令和3年度･令和4年度は、開催を見合わせた。

## ●環境情報誌「エコのわ」　発行実績

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行 | 年2回 | 年2回 | 年2回 | 年1回 | 年1回 |
| 部数 | 31,200 | 32,000 | 32,000 | 16,000 | 16,000 |

## ●環境活動推進団体等感謝状贈呈

| 感謝状 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地球温暖化防止対策・生物多様性保全 | (個人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (団体) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| さわやか顕彰 | (個人) | 11 | 14 | 17 | 7 | 9 |
| | (団体) | 3 | 9 | 5 | 7 | 2 |
| リサイクル表彰 | (個人) | 5 | 6 | 14 | 8 | 6 |
| | (団体) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ●誕生記念樹　配付実績

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 配付件数 | 622 | 555 | 541 | 547 | 186 |

## ●「グリーンとしま」再生プロジェクト　開催実績

| | R3 | R4 | | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 開催日 | 3月1日～ | 3月1日～ | 9月6日～11月6日 | 3月1日～ | 3月1日～ | 3月1日～ |
| 内容 | 「としまグリーンウェイブ2021」の実施ほか | 「としまグリーンウェイブ2022」の実施ほか | 90周年記念事業「「いのちの森」記念植樹2022」の実施 | 「としまグリーンウェイブ2023」の実施ほか | 「としまグリーンウェイブ2024」の実施ほか | 「としまグリーンウェイブ2025」の実施ほか |
| 場所 | - | - | 池袋第一小学校ほか2箇所 | - | - | - |
| 参加人数 | - | - | 251 | - | - | - |
| 植樹本数 | 6,581 | 11,180 | | 6,317 | 4,569 | 1,133 |

※「としまグリーンウェイブ」は各年度3月1日から翌年度6月15日まで実施。

## ●としまクリーンサポーター

| 登録 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録数 | 140 | 159 | 170 | 174 | 201 |

# 用語解説

## あ行

**アイドリングストップ**

自動車やオートバイが駐停車中にエンジンを停止すること。燃料節約と排気ガスや騒音の削減などの効果がある。

**アスベスト（石綿）**

石綿は、昭和 30 年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性などを有する建築材料として、様々な建築物等に広く利用されてきた。しかし、ばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がんの発症等の健康影響が社会問題となり、石綿使用製品の製造は順次禁止され、平成 18 年 9 月 1 日以降は 0.1％を超える石綿の使用が全面禁止されている。

法令では、解体、改造、補修の工事（以下解体等工事）を行う際には必ず石綿の事前調査をしなければならず、一定規模以上の解体等工事を行なう場合には都道府県知事（特別区の場合は区長）へ事前調査の結果を報告しなければならない。また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等工事を行う際には、作業の方法等について都道府県知事（特別区の場合は区長）へ届け出なければならない。

**いきものログ**

環境省をはじめとする国の機関・都道府県・市区町村・研究機関・専門家・市民等が、それぞれ管理する生物多様性データを一元的に登録、共有することができるシステム。生きものの情報を収集・提供するインターネット上のシステムのこと。

**エコアクション 21**

事業者の環境への取組みを促進するとともに、その取組みを効果的・効率的に実施するため、環境省が策定した環境マネジメントシステムである。

**温室効果ガス**

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

## か行

**家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）**

都市ガスを利用して、家庭で電気とお湯を同時に作り出すシステムのこと。エネファームともいう。エネルギー利用効率が高く、$CO_2$ 削減に効果がある。

**環境基準**

人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持されることが望ましい基準。人の健康等を維持するための最低限度としての基準ではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標である。大気汚染、水質汚濁（地下水を含む）、土壌汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。

**カーボン・オフセット**

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる方法。

**環境確保条例（正式名称：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）**

昭和 44 年に制定された東京都公害防止条例は、工場等による公害の未然防止の観点から立地の制限や規制基準の遵守などを定めた総合的な認可制度を柱とする条例であった。その後、自動車公害対策や化学物質対策、土壌汚染対策、地球温暖化対策などに対応するため、平成 12 年にこれらの規定を盛り込んだ環境確保条例に全面改正された。幅広く環境保全上の支障を防止するため、都民の健康や安全な生活環境の確保、次世代への良好な環境の継承を図ることも目標としている。

**間伐**

森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業。間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源涵養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能などが増進する。また、残った木の成長が促されることにより、木材としての価値が高まる。

**クーリングシェルター**

指定暑熱避難施設ともいい、改正気候変動適応法により新設された。危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設であり、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放される。

**クール・チョイス (COOL CHOICE)**

$CO_2$ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択（＝クールなチョイス)」をしていこうという、環境省が推進する国民運動。現在は「デコ活」に包含。

**高圧電力（低圧電力）**

契約容量が 50kW 以上で、工場や大型商業施設、病院など、規模が大きく電気の使用量が多い施設の電力を高圧電力という。これに対して、契約容量が 50kW 未満で、小規模事業所や一般家庭など、電気の使用量が比較的少ない施設の電力を低圧電力という。

**光化学オキシダント**

大気中の窒素酸化物と VOC（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称。

**光化学スモッグ**

特に夏季の日中に光化学オキシダントやエアロゾルが空中に停留して高濃度になり、遠くがかすんで見えるようになる現象で、目や喉に刺激があり、「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状が出る場合がある。光化学オキシダントの濃度が 0.12ppm 以上で継続するとき、東京都は光化学スモッグ注意報を発令する。

**小型家電**

デジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器等のこと。

## さ行

**再生可能エネルギー**

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。

**資源化率**

廃棄物（ごみ量と資源回収量の合計）に対する資源回収量の割合。
資源化率＝資源回収量／（ごみ量＋資源回収量）

**住宅用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）**

HEMS とは、Home Energy Management System の略。家庭内のエネルギー管理をするためのシステムのこと。電力使用量の見える化、家電機器の制御等を行うことにより電力の使用を効率化でき、節電や $CO_2$ 削減に効果がある。

**ジュール（J）**

エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位。

**省エネ・非化石転換法**
**（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）**

石油危機を契機として昭和５４年に制定され、一定規模以上の事業者に省エネ取組の見直しや計画の策定等を促す法律のこと。制定以降、急激な経済成長やビジネスモデルの変化に応じて改正を繰り返し、令和４年度には化石エネルギーだけでなく非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に改正された。

**省エネルギー診断**

主に事業所を対象として、既存のエネルギー稼動状況などを専門の技術士等が確認し、診断するもの。診断結果には、今後の省エネルギー設備改修の方策が記載されている。専門の技術士が照明の LED 化等省エネルギー対策の提案をするため、有効な省エネ対策が期待できるほか、投資回収の観点の提案もされることがある。

**食品ロス**

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

**3R**

Reduce（リデュース）～ごみになるものを減らす、Reuse（リユース）～繰り返し使う、Recycle（リサイクル）～もう一度資源として生かす、というごみを減らすための３つの取組みの頭文字。

**生物多様性**

地球上のすべての生きものは一つひとつに個性があり、互いに直接的、間接的に支えあって生きている。このような生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

## た行

**大気汚染防止法**

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とした法律。固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。また、アスベストについて、解体等工事の際の作業基準や事前調査、届出等の規定が設けられており、令和２年の法改正によりアスベスト関連の規定が強化された。

**ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（ＰＣＤＤ）、ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ）、及びコプラナーＰＣＢ（Ｃｏ－ＰＣＢ）を総称して「ダイオキシン類」という。ものを燃やす過程などで自然に生成する物質で、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい半面、脂肪等に溶けやすい性質を持つ。国では、耐容１日摂取量（長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生涯摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される１日体重１kg当たりの摂取量）を４pg-TEQ と設定している。

**断熱等性能等級**

「住宅性能表示制度」の評価分野の一つで、外皮（外壁、窓など）の断熱性能、冷房期に日射を遮蔽する対策など、住宅外皮の省エネ性能と、結露の発生を抑制するための対策について評価するもの。等級４は、「熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第１号）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている」状態のこと。

**地域冷暖房システム**

一定地域内の建物群に熱供給設備（地域冷暖房プラント）から冷水･温水･蒸気などを地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステム。

**デコ活**

二酸化炭素 ($CO_2$) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む " デコ " と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動。

**電気自動車**

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給して走行する自動車。走行時に大気汚染物質を全く出さず、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

**東京都建築物環境計画書制度**

東京都において、延床面積 5 千㎡を超える、新築・増築をする際に、環境配慮の取組みを示した届出を計画時・完了時に提出することが義務付けられている制度。エネルギーの使用合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和などの取組みレベルを 3 段階で評価する。

## は行

**ハイブリッド車**

ガソリンエンジンと電気（モーター）、ディーゼルエンジンと電気（モーター）という組み合わせで二つ以上の動力源を複合したシステムを持つ自動車。動力源の配置によって複数の方式に分かれるが、一般的なのはエンジンとモーターを組み合わせたパラレル型ハイブリッド車である。地球温暖化の原因となる温室効果ガス（$CO_2$）の排出量が少なくエコロジーカーとされている。

**ヒートアイランド**

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

**ビオトープ**

特定の生物群集が生存できる環境条件をそなえた地理的な最小単位のこと。ギリシア語の bios（生命、生物）と topos（場所、空間）とを語源とするドイツ語の合成語。日本では、環境復元で創造された生物空間を示す一般用語として用いられる場合が多く、学校ビオトープ・園庭ビオトープや地域の身近な環境を復元するための行政、市民などによるビオトープ創生が、全国的な広がりをみせている。

**フードドライブ**

家庭に眠っている食品を持ち寄り、必要とする人々に活用してもらうことで、食品ロスを減らす仕組み。

**浮遊粒子状物質**

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(マイクロメートル)以下の物質のことを指す。主な発生源としてディーゼル車からの排出ガス、焼却施設からのばい煙のほか、土ぼこりなどの自然物質も含まれる。細かい粒子は肺の奥まで吸引されるため呼吸器系疾患を引き起こし、特にディーゼル車の排出ガスはベンゾピレン等の発ガン性物質や花粉症への複合影響物質として注目されている。

## ま行

**モザイカルチャー**

人・動物・風景などの形を金属フレームで作り、土を入れ植物を植え込んだ立体花壇のこと。モザイカルチャーは「モザイク」と「カルチャー」の造語。

## ら行

**緑被率**

ある地域における樹林地・草地・農耕地・宅地内の緑(屋上緑化を含む)、街路樹などの緑で被われた土地の面積が、その地域全体の面積に占める割合。

## わ行

**ワットアワーメーター（家庭用電力消費量測定機器）**

家庭用電化製品の電気使用量などを測定する小型の電力計。コンセントに接続されたワットアワーメーターに、電化製品をつなぐことで消費電力を測定・表示する。

## A～Z行

**VOC（揮発性有機化合物）**

VOCは揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称で、工場だけでなく一般家庭やオフィスで使われる様々な製品に使用されて

いる。一部のスプレー缶、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー、ドライクリーニング溶剤など様々な製品に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル、テトラクロロエチレンなどの物質。PM2.5 や光化学スモッグの原因物質の 1 つとされているため、排出削減が求められている。



令和７年度　豊島区環境年次報告書　令和８年９月発行

編集・発行　豊島区環境清掃部環境政策課
〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1
Tel. 03-3981-1293( 直通 )
豊島区ホームページ　https://www.city.toshima.lg.jp/